



支え合い笑顔でくらす
北アルプスの
介護保険

令和6年度(2024年度)版



北アルプス広域連合

はじめに

北アルプス地域（大北地域）では、令和5年度に人口に占める65歳以上の割合（＝高齢化率）が38%を超えました。さらに高齢者のみで暮らす世帯が約9,000世帯、そのうちの半分を超える約5,000世帯が高齢者の一人暮らしです。

もし、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、また、元気な高齢者はいつまでも元気でいられるよう、保健・医療・福祉の各分野と地域の各種団体や住民が連携し、地域全体で高齢者を支える「地域包括ケアシステム」は、今後も介護保険制度を含め社会全体で進めなくてはなりません。

介護保険制度は、高齢化が進む中、本人や家族が抱える老後の介護に対する不安と負担を社会全体で支え合うための制度です。

この冊子は北アルプス地域の介護保険を紹介していますので、総合ガイドブックとしてご活用ください。そして、将来を担う若い世代の皆さんにも興味を持っていただけるよう、ぜひ家族皆様さんでご覧ください。

とても大事!!

健康寿命を延ばす「フレイル予防」 ～介護予防と健康づくり～

加齢に伴い体力・気力・認知機能などの“からだ”と“こころ”「心身」のはたらきが徐々に下がり、そのままでは将来介護が必要になる状況を「フレイル」と言います。

体力が衰えてくる

社会（他人）との関わりが減る

歯や口の機能が低下する

食事での栄養が不足がちになる

といった少しの日常の変化が互いに影響してフレイルになっていきます。単なる「老い」と思わず、早い段階から運動・口腔ケア・バランスの良い栄養摂取・社会参加や外出をし、「フレイル予防」に取り組んでみましょう。

フレイル予防 3つの秘訣

その1 栄養・口腔

きちんと3食をよく噛んで食べましょう。
そしてよくしゃべって口を動かしますよ。



その2 運動

お散歩なんかどうですか？
家の中でもこまめに体を動かしましょう。



その3 交流

家族や友人と会話をしましょう。
そしてちょっとのお出かけでもしませんか？



も く じ

1 高齢者総合相談窓口

- (1) 地域包括支援センターについて 1～2

2 介護保険のしくみ

- (1) 介護保険の被保険者と保険料 3
(2) 介護保険にかかる費用の負担割合 3
(3) 令和6年度から令和8年度(第9期)の介護保険料 4
(4) 65歳以上の方の介護保険料の納め方 5
(5) 介護保険料の減免について 6

3 介護保険のサービス利用の流れ

- (1) 要介護・要支援認定の申請について 7～8
(2) サービス利用の手順 9～10
(3) 基本チェックリスト 11

4 介護予防・日常生活支援総合事業について 12～14

5 地域支援事業について

- (1) とともに支えあう地域のために 15
(2) 救急医療情報キットについて 15

6 北アルプス成年後見支援センター 16

7 市町村事業について

- (1) 大町市の事業について 17～18
(2) 池田町の事業について 19～20
(3) 松川村の事業について 21～22
(4) 白馬村の事業について 23～24
(5) 小谷村の事業について 25～26

8 介護サービスの種類と費用 27～34

9 利用者負担について

- (1) 介護サービス利用時の利用者負担 35
(2) 1か月に利用できる在宅サービスの限度 36
(3) 利用者負担が高額になった時の払い戻し 36
(4) 医療保険と介護保険の利用者負担が高額になった時の払い戻し 36
(5) 短期入所や施設を利用する時の食費と居住費の軽減 37
(6) その他の負担軽減事業 38

10 特別養護老人ホームへの入所について

- (1) 入所判定について 39
(2) 要介護1・2の方の特例入所の手続きについて 40

11 事業所マップ(通所・入所系) 41～44

12 事業所紹介 45～58

13 介護保険事業所名簿 59～64

14 医療機関マップ 65～68

1 高齢者総合相談窓口

地域包括支援センターが

皆さんを支援します。なんでもご相談ください。

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活できるように、さまざまな面で支援を行うための総合相談機関です。地域の関係機関と連携し、皆さんの生活をサポートします。

また、認知症の方や、そのご家族の支援も行っています。

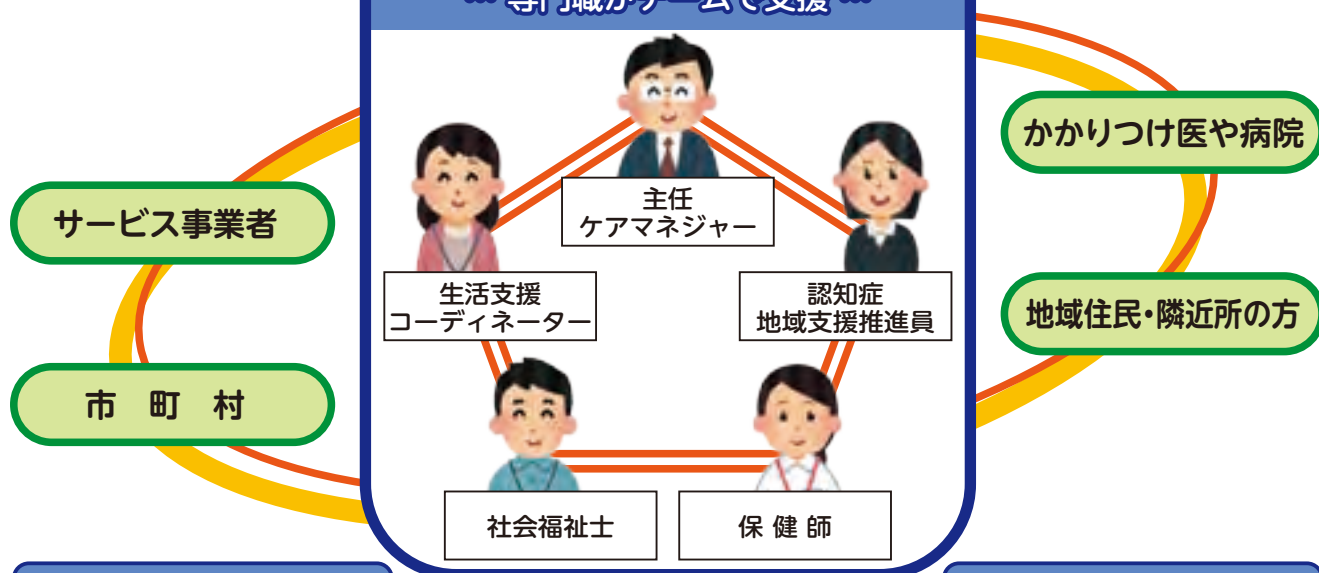
総合的な相談 解決に向けた支援

高齢者の皆さんとその家族が抱える高齢者の生活全般（介護・保健・福祉・医療）の相談について、適切なサービスの紹介や悩みの解決に対しての支援を行います。介護保険の認定申請、認知症に関する相談など、お気軽にご相談ください。

地域づくり・関係機関 とのネットワークづくり

【包括的・継続的ケアマネジメント】
高齢者の皆さんが適切な介護保険サービスを受けることができるよう、ケアマネジャーへの助言・支援を行い、関係機関とのネットワークづくりにより、高齢者の皆さんを取り巻く環境を踏まえた支援を考えます。

地域包括支援センター … 専門職がチームで支援 …



できるだけ自立して 生活するための支援

【介護予防ケアマネジメント】

「要支援 1 または 2」の認定を受けた高齢者や「事業対象者」の判定を受けた高齢者の皆さんの介護予防ケアプランを作成し、地域における介護予防の取り組みへの支援を行います。

高齢者の権利を 守る支援

【権利擁護】

高齢者の皆さんへの虐待や消費者被害の防止・早期発見に努め、人権や財産を守る支援や成年後見制度の利用支援などを行います。

高齢者総合相談（介護・認知症・介護予防・虐待・成年後見・生活相談・権利擁護など）

大町市北部地域包括支援センター 大町市【大町地区】の一部（P41・42に地区掲載） 【平地区】【美麻地区】…全域	JA 大北平支所内 ☎ 85-0062
大町市南部地域包括支援センター 大町市【大町地区】の一部（P41・42に地区掲載） 【常盤地区】【社地区】【八坂地区】…全域	ふれあいプラザ内 ☎ 21-1702
池田町地域包括支援センター 池田町全域	総合福祉センターやすらぎの郷内 ☎ 61-5000
松川村地域包括支援センター 松川村全域	松川村保健センター内 ☎ 62-3290
白馬村地域包括支援センター 白馬村全域	白馬村役場内 ☎ 72-6667
小谷村地域包括支援センター 小谷村全域	小谷村役場内 ☎ 82-3135

○ 介護について心配なとき

- ・ 要介護認定の申請を頼みたい
- ・ 家事や外出が大変になった
- ・ 退院後の生活に不安がある
- ・ どんな介護サービスを使えるのか

○ 消費者被害の心配があるとき

○ お金の管理やサービス手続きが難しい

○ 筋力が衰えてきたので改善したい

○ 近所に気になる高齢者がいる

○ 訪問してくれる歯医者さんを知りたい

○ 虐待の心配がある

・・・など

その他の相談窓口

● 認知症相談

- ・ かかりつけ医へ 【メモ】
- ・ 北アルプス医療センター あづみ病院 認知症疾患医療センター ☎ 62-3166 (代)

● 介護保険（苦情相談）

- ・ 北アルプス広域連合 ☎ 22-7196
- ・ 長野県国保連合会 ☎ 026-238-1580

● 消費者トラブル相談

- ・ 大町市消費生活センター（大北地域にお住まいの方対象） ☎ 26-3225
- ・ 長野県中信消費生活センター ☎ 0263-40-3660

● 成年後見制度相談

- ・ 北アルプス成年後見支援センター（大町市社会福祉協議会内） ☎ 22-1550（P.16）

● 法律相談

- ・ 高齢者なんでも無料電話相談（長野県弁護士会「ひまわり長野」） ☎ 0120-65-9674
 ※相談日：毎週月・木曜日の13:30～16:00で相談時間30分程度
- ・ お住まいの市町村広報紙でも相談受付を紹介しています。

● 医療保険に関する相談（国民健康保険・後期高齢者医療など）

- ・ お住まいの市町村国保担当窓口へ

● 年金全般に関する相談

- ・ 日本年金機構 松本年金事務所 ☎ 0263-25-8100

2 介護保険のしくみ

介護保険は介護や支援を必要とする方が、いつまでも住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるように、社会全体で支え合う制度です。介護保険のサービスを提供するために必要となる費用は、国・県・市町村の公費と、40歳以上の方が負担する保険料でまかなわれています。お納めいただく保険料は、介護保険サービスを提供するための大切な財源となっていますので、納付についてご理解とご協力をお願いします。

(1) 介護保険の被保険者と保険料

大北地域に住所がある40歳以上の方が、北アルプス広域連合の介護保険の被保険者となります。被保険者は年齢によって次の2つに分かれ、介護保険サービス（給付）を受ける条件や、保険料の計算・納付方法が異なります。

① 65歳以上の方 (第1号被保険者)

- 介護保険サービス（または介護予防・日常生活支援事業のサービス）が必要なときは要介護認定申請（または総合事業利用申請）を経て、どなたでもサービスを利用することができます。
- 保険料は、所得等に基づいて北アルプス広域連合が保険料額および納付方法を定めています。納付の方法は特別徴収（年金からの天引き納付）または普通徴収（納付書や口座振替での納付）によります。

② 40～64歳までの医療保険に 加入している方（第2号被保険者）

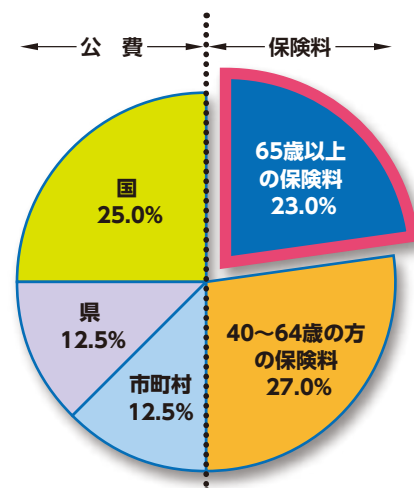
- 加齢による病気（国が指定している16種類の疾病）が原因で介護が必要になったとき、要介護認定を経て、サービスを利用することができます。
- 保険料は、加入している医療保険（国民健康保険など）の保険料計算方法に基づいて決められ、医療保険の保険料と合わせて納めます。

※保険料の計算方法や金額については、加入している医療保険によって異なります。詳細は、加入している健康保険組合などにお問い合わせください。

(2) 介護保険にかかる費用の負担割合

介護保険サービスにかかる費用の財源は、国・県・市町村の公費負担が半分で、残りの半分为65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳から64歳までの医療保険加入の方（第2号被保険者）から納めていただく保険料です。

令和6年度～令和8年度における65歳以上の方の保険料基準額は、3年間の介護サービスに必要と見込まれる費用の額の23%を、第1号被保険者数で割ることにより決まっています。



(3) 令和6年度から令和8年度（第9期）の介護保険料

介護保険料段階は、住民税の課税状況や所得などに応じて13段階に分けて設定しています。第1段階から第3段階については、低所得者の保険料軽減強化の目的で、保険料額の一部を公費（国・県・市町村）で負担し、被保険者の保険料負担を軽減しています。



まず本人が
住民税課税かどう
かをみるのね。

■ 第9期介護保険料段階表

段階	対 象 者		介護保険料額	
			年 額	月 額
第1	- 生活保護の受給者及び老齢福祉年金の受給者で、住民税が世帯全員非課税の方 - 住民税が世帯全員非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方		19,836円	1,653円
第2	住民税が世帯全員非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が	80万円超 120万円以下	26,796円	2,233円
第3		120万円超	47,676円	3,973円
第4	世帯に住民税課税の方がいるが、保険料を負担する本人は住民税非課税であり、前年の合計所得金額+課税年金収入額が	80万円以下	62,640円	5,220円
第5		80万円超	69,600円	5,800円
第6	保険料を負担する本人が住民税課税であり、前年の合計所得金額が	120万円未満	83,520円	6,960円
第7		120万円以上210万円未満	90,480円	7,540円
第8		210万円以上320万円未満	104,400円	8,700円
第9		320万円以上420万円未満	118,320円	9,860円
第10		420万円以上520万円未満	132,240円	11,020円
第11		520万円以上620万円未満	146,160円	12,180円
第12		620万円以上720万円未満	160,080円	13,340円
第13		720万円以上	167,040円	13,920円

※**合計所得金額**とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。また、土地売却にかかる特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額です。

また、第1～第5段階は、公的年金に係る雑所得を差し引いた金額を用います。第1～第5段階で合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額（給与所得と公的年金等所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除適用前の金額）から10万円を控除します。（控除後の額が0円を下回る場合は0円とします。）

※**課税年金収入額**とは、公的年金のうち、国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額です。障害年金・遺族年金などは含まれません。

(4) 65 歳以上の方の介護保険料の納め方

保険料の納付方法は、普通徴収（納付書や口座振替による納付）と特別徴収（年金からの天引き納付）の2種類があります。（納付方法を選択することはできません。）

《普通徴収》

年金が年額 18 万円未満の方等 ⇒ 納付書や口座振替により、個別に納付します。

① 納付書での納付

毎月中旬に北アルプス広域連合から届く納付書により、取扱い金融機関が各市町村・広域連合の窓口で納めてください。

② 口座振替での納付

口座振替の手続きをされた方は、毎月月末に指定の口座から保険料を引き落とします。

広域連合の納付書での納付や 口座振替ができる金融機関

- 大北農協 ● 松本信用金庫
- 八十二銀行 ● 長野県労働金庫
- 長野銀行 ● 長野県信用組合
- ゆうちょ銀行

（ゆうちょ銀行での納付は長野県・新潟県内に限ります。）

各月の保険料額の決まり方

暫定賦課			本算定									
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	

前年度の保険料段階で計算した月額で仮に納付します。

前年の所得等をもとに7月に決定した保険料年額から、^{ざんていふか}暫定賦課分の額を差し引いて、残りの納付月で分けて納めます。^{ざんていふか}暫定賦課で用いた保険料年額と決定した保険料年額に差がある場合、7月分以降での調整となるため、保険料額が変更になることがあります。

保険料を滞納すると・・・

介護保険のサービスは、サービス費用のうち、1割から3割の負担で利用ができますが、保険料の滞納がある場合には、期間に応じて次のような対応措置があります。

1年以上滞納すると

サービス費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分が支払われます。



1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めになり、滞納している保険料に充てられることがあります。



2年以上滞納すると

介護サービスの利用者負担割合が、1割または2割の方は3割に、3割の方は4割になります。また、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費等の支給が受けられなくなります。

＜特別徴収＞

年金が年額18万円以上の方 ⇒ 年金から差し引かれます。

年金の定期支払い（偶数月）の際に、保険料があらかじめ差し引かれます。保険料額については、北アルプス広域連合からお送りする「特別徴収開始通知書」により、あらかじめお知らせします。

■年金の年額が18万円以上であっても、下記のような場合には一時的に納付書等により納める場合があります。

- 65歳になったばかりの方
- 他の市区町村から転入してきたばかりの方
- 年度途中で保険料年額が減額になった方
- 年金が一時差し止めになった方※
- 基礎年金を繰り下げている方※ など



半年～1年間は特別徴収ができないため、納付書や口座引落しによる納付（普通徴収）により納めます。

※年金が差し止めとなっていたり、基礎年金の受給を繰り下げていたりする場合には、その状態がなくなるまで普通徴収となります。

各月の保険料額の決まり方（年金の定期支払いの偶数月）

仮徴収			本徴収		
4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

4月 → 前年度の2月分と同額の保険料を納めます。

6月
8月 → 前年度の保険料段階を当年度の保険料段階にあてはめた保険料年額の半分から、4月分を引いた額を2回に分けて納めます。

前年の所得等をもとに決定（毎年7月）した保険料年額から仮徴収分を差し引いた金額を3回に分けて納めます。

仮徴収で用いた保険料年額と確定した保険料年額に差がある場合、10月以降分での調整となるため、保険料額が変更になることがあります。

65歳になられた月から半年～1年間は、必ず普通徴収になります。
この期間は、納付書や口座振替で納めてください。
その後特別徴収に変わる時には、あらためてお知らせします。



(5) 介護保険料の減免について

保険料段階が第1段階から第3段階の方で、一定の基準を満たす方を対象に、保険料の一部を減免する制度があります。

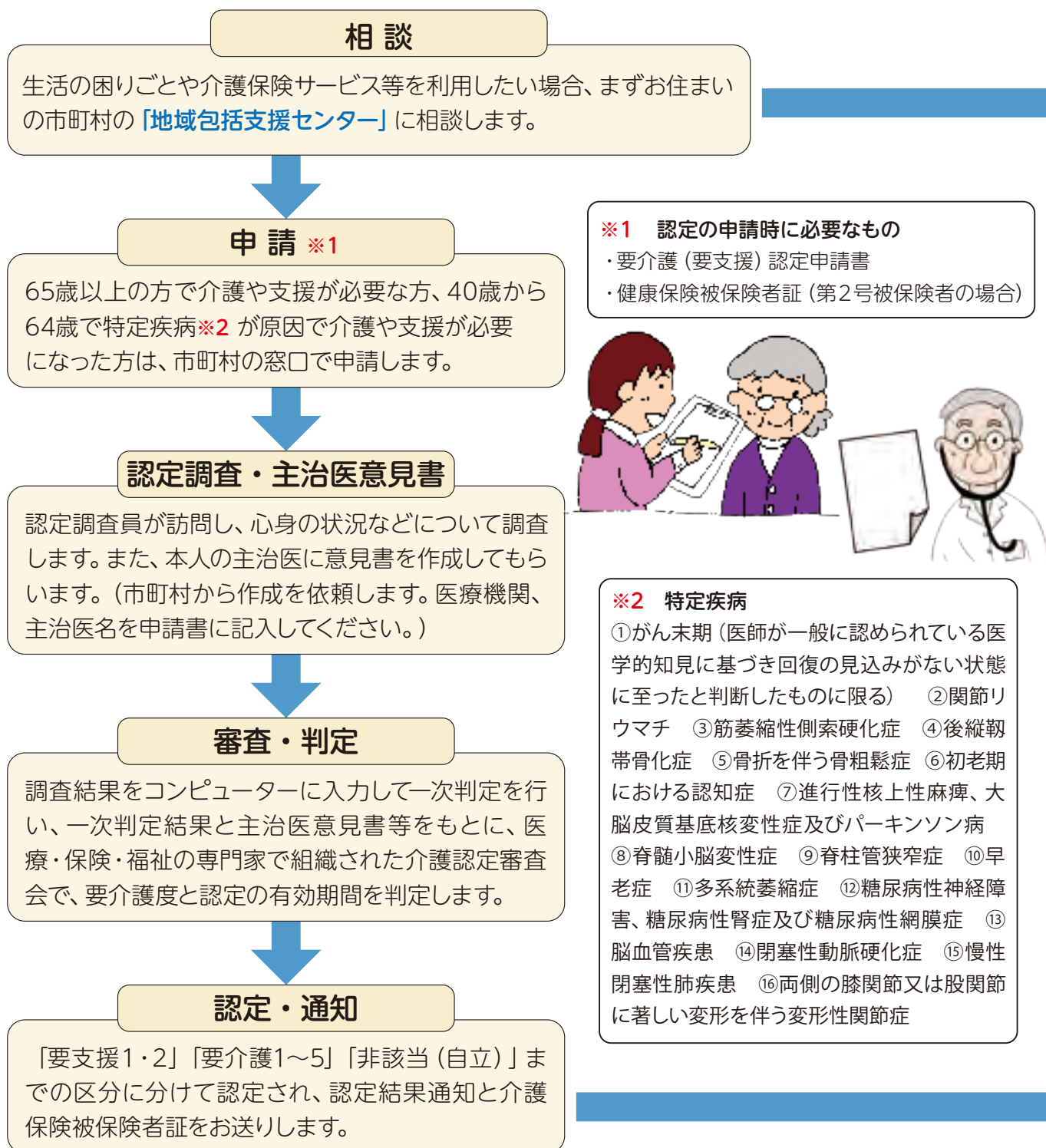
例：1人世帯の場合の減免

$$\left[\begin{array}{c} \text{世帯の収入} \\ \text{親族からの援助} \end{array} \right] \times 2 + \begin{array}{c} \text{預貯金、有価証券等の資金} \end{array} = 200 \text{ 万円以下}$$

世帯員数に応じ、それぞれ基準がありますので、詳しくは市町村介護保険担当または、北アルプス広域連合の介護保険係にご相談ください。

3 介護保険のサービス利用の流れ

(1) 要介護・要支援認定の申請について



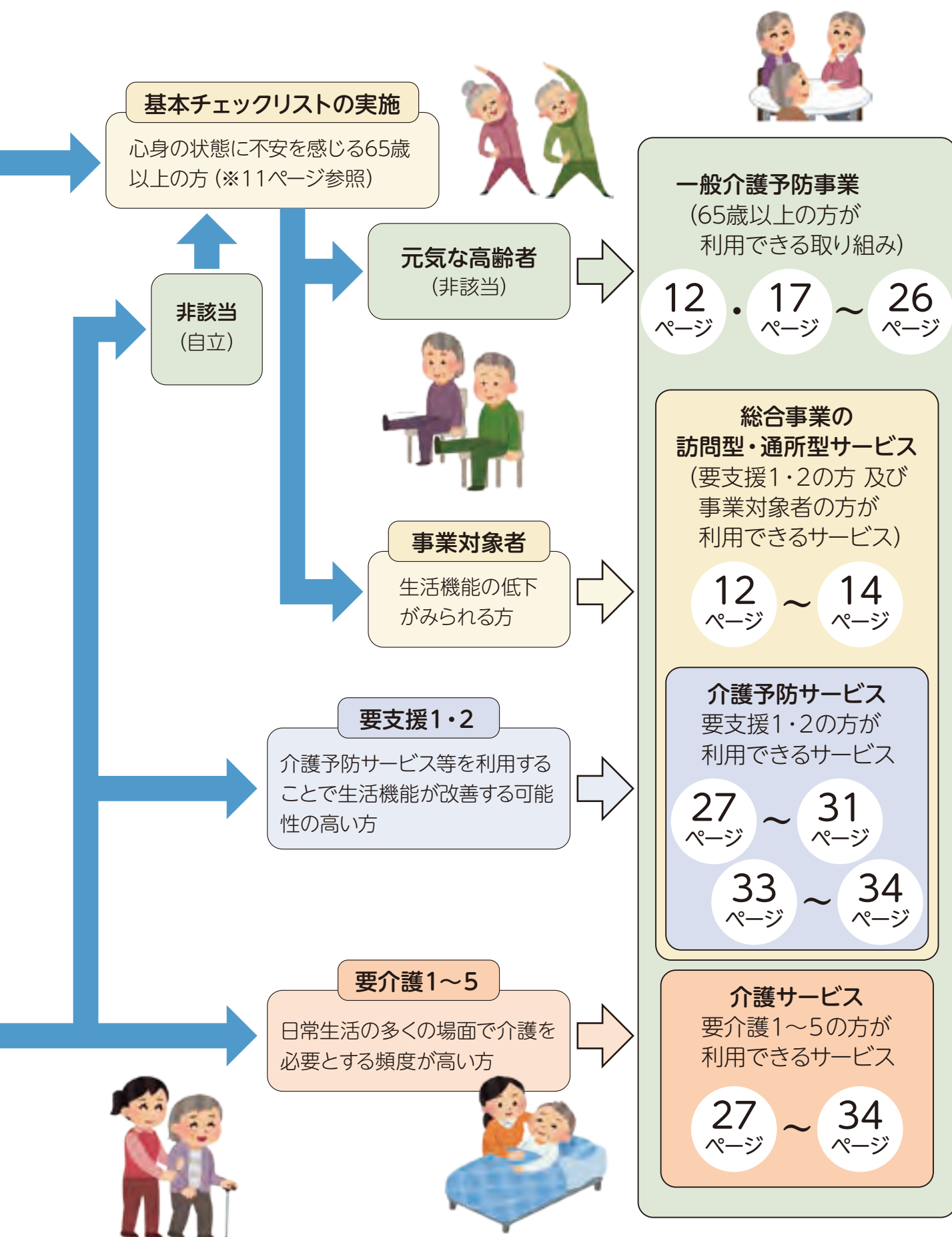
○更新申請

サービスの利用を継続する場合は、有効期間満了前に更新の申請をしてください。

○区分変更申請

有効期間の途中で心身の状態が変わった場合は、要介護認定の区分変更申請ができます。

介護サービスを利用するには、要介護・要支援認定を受ける必要があります。
その後、ケアプランを作成し、介護サービスの利用が開始となります。



(2) サービス利用の手順

● ケアプランの作成が必要です

●「要支援1・2」 ●「事業対象者」の方

サービス利用を希望する場合

地域包括支援センター等※にケアプランの作成を依頼します。

※地域包括支援センターから委託された居宅介護支援事業所もケアプランを作成できます。

※小規模多機能型居宅介護支援事業所も作成できます。

ケアプラン作成

本人、家族の希望や意向、心身の状態を十分に考慮したうえで、ケアプランを作成します。



●「要介護1～5」と認定された方

在宅サービスの利用を希望する場合

在宅サービスを計画する「居宅介護支援事業所」を選び、本人または、ご家族が事業所と契約をしてください。



ケアプラン作成

居宅介護支援事業所等のケアマネジャーにケアプランの作成を依頼します。本人、家族の意向を考慮したうえで計画書を作成します。

施設サービスの利用を希望する場合

入所を希望する「介護保険施設（地域密着型を含む）」を選び、本人または、ご家族が直接施設へ申し込みます。



介護保険施設と契約

施設担当者から施設で受けられるサービスについての具体的な説明を受けます。介護の方法や金額などについて書かれた書類（重要事項説明書）の内容をよく確認します。
入所する施設が決まったら、その施設と契約します。

希望するサービスの内容によって、ケアプラン作成の依頼先が異なります

● 在宅サービス

居宅介護支援事業所へケアプランの作成を依頼します。

● 施設サービス・入居系サービス（グループホームなど）

希望する施設に申込み、契約後、施設の介護支援専門員がケアプランを作成します。

● ケアプラン（介護サービス計画）とは

望む暮らしの実現のために、利用者や家族の心身の状況、生活環境などに配慮しながら、必要なサービスを受けられるよう計画されます。地域のさまざまなサービスを組み合わせて作成され、利用者にとっての暮らし方とその支援方法を決める計画書です。



● ケアマネジャー（介護支援専門員）とは

介護の知識を幅広くもった専門家で、介護サービスを利用するときの相談や、在宅サービス事業者・施設等との連絡・調整を行い、介護サービス計画を作成します。

サービス提供事業者と契約

サービス提供事業者から、利用するサービスについて具体的な説明をうけます。介護の方法や、利用料・解約手続きなどについて書かれた書類（重要事項説明書）の内容をよく確認します。利用するサービスが決まったら、それぞれのサービス提供事業者と契約します。

在宅サービスの利用開始

ケアプランにもとづいて、サービスを利用します。

ケアプラン作成

入所した施設で、施設のケアマネジャーが本人にあったケアプランを作成します。

施設サービスの利用開始

ケアプランにもとづいて、サービスが提供されます。

● 介護事業者と契約するときの注意点

介護サービスは、利用者と地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、個々のサービス提供事業者・介護保険施設との「契約」に基づいて提供されるものです。利用者と事業者の間のトラブルの多くは、説明不足や理解不足が原因となりますので、契約時には「具体的なサービスの内容」「利用料」「苦情対応窓口」「解約手続き」などをしっかりと確認することが大切です。「重要事項説明書」や「契約書」の内容について不明な点があれば、理解できるまで説明を求めましょう。

(3) 基本チェックリスト

基本チェックリストとは、厚生労働省の定めた 25 の質問項目により、生活機能の低下の程度を判定するためのものです。

「はい」「いいえ」に○をして、数字を合計してください。

① 社会参加（総合的な判断に用いる項目）

1	バスや電車を利用して1人で外出していますか。	0 はい	1 いいえ
2	日用品の買い物をしていますか。	0 はい	1 いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか。	0 はい	1 いいえ
4	友人の家を訪ねていますか。	0 はい	1 いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか。	0 はい	1 いいえ

② 運動器（運動器の機能維持、向上について）

6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか。	0 はい	1 いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか。	0 はい	1 いいえ
8	15分くらい続けて歩いていますか。	0 はい	1 いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか。	1 はい	0 いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか。	1 はい	0 いいえ

③ 栄養（低栄養の予防や改善）

11	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか。	1 はい	0 いいえ
12	身長（ cm）体重（ kg） ※ BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が18.5未満の場合該当	1 はい	0 いいえ

④ 口腔（食事摂取や飲み下しについて）

13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか。	1 はい	0 いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか。	1 はい	0 いいえ
15	口の渇きが気になりますか。	1 はい	0 いいえ

⑤ 閉じこもり（心身の機能低下について）

16	週に1回以上は外出していますか。	0 はい	1 いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか。	1 はい	0 いいえ

⑥ 物忘れについて

18	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか。	1 はい	0 いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか。	0 はい	1 いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか。	1 はい	0 いいえ

⑦ 「こころ」の健康増進（ここ2週間の状況）

21	毎日の生活に充実感がない。	1 はい	0 いいえ
22	これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった。	1 はい	0 いいえ
23	以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる。	1 はい	0 いいえ
24	自分が役に立つ人間だと思えない。	1 はい	0 いいえ
25	わけもなく疲れたような感じがする。	1 はい	0 いいえ

該当する区分が1つ以上あれば、介護予防事業への参加をお勧めします。

①～⑥の合計

() 項目
10点以上で該当

②の合計

() 項目
3点以上で該当

③の合計

() 項目
2点以上で該当

④の合計

() 項目
2点以上で該当

⑤の合計

() 項目
No.16に○で該当

⑥の合計

() 項目
1点以上で該当

⑦の合計

() 項目
2点以上で該当

結果に基づきお住まいの市町村の「地域包括支援センター」でサービス等のご紹介をします

4 介護予防・日常生活支援総合事業について

介護予防・日常生活支援総合事業とは、地域の実情に応じて住民の皆様など多くの人が関わり、高齢者が地域で安心して自立した生活を送ることができるように支援する事業で、一般介護予防事業と介護予防・生活支援サービスからなります。

事業の内容	サービス等の内容など	利用者負担
① 一般介護予防事業		
一般介護予防事業	運動教室等の介護予防教室など	市町村ごと 設定
② 介護予防・生活支援サービス (訪問型・通所型・生活支援サービス・介護予防ケアマネジメント)		
相当サービス	介護予防給付と同等のサービス (身体介護や生活援助を伴うもの)	1割 から 3割
A型サービス	基準の一部を緩和して提供するサービス (身体介護を伴わないもの)	
B型サービス	ボランティア、NPO、社会福祉法人、介護事業者等 が自主的な地域支え合い活動	実施方法に より、市町 村ごとまた は実施主体 ごとに設定
C型サービス	運動、口腔衛生、栄養改善など集中的に生活機能 の改善を図るサービス	
D型サービス	ボランティア、NPO、社会福祉法人、介護事業者等 による移動支援にかかるサービス	
生活支援サービス	見守り、安否確認、配食、簡易な家事など、日常生 活の支援を中心としたサービス	
介護予防 ケアマネジメント	利用者本人や家族と話し合い、介護予防の目標達 成に取り組むサービス利用計画を地域包括支援セン ターが作成します。	無 料

① 一般介護予防事業

サービス種別	一般介護予防事業
サービス内容	・運動教室等の介護予防教室の開催・支援 ・住民主体の通いの場等の介護予防活動への支援 など 詳しくはP17～の各市町村ページをご確認ください。
利用できる人	65歳以上の人
利用回数 (期間)	事業内容に応じて、市町村ごと設定
利用者負担	事業を実施する市町村が、プログラムに応じて設定します。 ※介護保険の利用者負担割合とは別に設定されます。
実施主体	市 町 村

② 介護予防・生活支援サービス

【訪問型サービス（相当・A型）】

サービス種別	相当サービス			A型サービス		
サービス内容 [具体的なサービスの例示]	ホームヘルパーが訪問し、身体介護（入浴等の介助）や、必要に応じて生活援助（掃除、洗濯、調理等）を行います。			身体介護が必要ない人で、家事等の生活援助が必要な場合、ホームヘルパー等（広域連合の研修修了者を含む）が訪問してサービスを提供します。		
	身体介護  入浴介助			生活援助        調理 買い物 掃除 洗濯 布団干し ゴミ出し 電球交換 など		
利用回数 (週あたり)	1回程度	2回程度	3回以上	1回程度	2回程度	3回以上
利用できる人	要支援1・2、事業対象者 (身体介護を含むサービスが必要な人)			要支援1・2 事業対象者		要支援2 事業対象者
利用者負担額(月額) ※1割の場合	1,176円	2,349円	3,727円	1,085円	2,113円	3,370円
実施主体	広域連合が指定した訪問介護事業所等					

※利用するサービスは地域包括支援センター等が作成するサービス利用計画により決まります。

同居家族がいる場合の生活援助は、家族等が障害・疾病等、またはその他やむを得ない特別な事情等によって家事が困難な場合、適切なサービス利用計画に基づき、利用者の状況に応じて支援の必要性を判断します。

【通所型サービス（相当・A型）】

サービス種別			相当サービス		A型サービス					
サービス内容 [具体的なサービスの例示]			デイサービス等で、身体介護（入浴など）を含む日常生活上の支援、機能訓練等を日帰りで提供します。		身体介護が必要ない人を対象に、相当サービスに半日利用、入浴なしのサービスを設定しています。					
			介助が必要	自分で入れる人						
				 レクリエーション	 体操・運動	 食事 など				
利 用 回 数			週 1 回程度		週 2 回程度					
利用できる人			週 1 回程度		週 2 回程度					
			要支援1・2 事業対象者 (身体介護を含むサービスが必要な人)		要支援2 事業対象者 (身体介護の必要ない人)					
※費用1割の場合	入浴あり	1日	1,798 円		3,621 円		1,716 円		3,432 円	
		半日	－		－		1,144 円		2,288 円	
	入浴なし	1日	－		－		1,600 円		3,200 円	
		半日	－		－		1,029 円		2,058 円	
その他の費用負担			上記の他に、各種加算が追加されます。また、食費は自己負担です。							
実 施 主 体			広域連合が指定した通所介護事業所等							

※利用するサービスは地域包括支援センター等が作成するサービス利用計画により決まります。



【訪問型・通所型（B・C・D型）・生活支援サービス】

サービス種別	訪問型・通所型・生活支援（地域の支え合い活動）			
	B型（訪問・通所）	C型（訪問・通所）	D型（訪問）	生活支援
サービス内容	訪問しての支援や、高齢者サロン、地域の体操教室等の定期的な実施	運動、口腔衛生、栄養改善など集中的に生活機能の改善を図るサービス	介護予防・生活支援サービスと一体的に行う移動支援で、外出時の移送前後の補助を行うサービス	見守り、安否確認、配食、簡易な家事など、日常生活の支援を中心としたサービス
利用できる人	要支援1, 2 事業対象者（P7, 8サービスの流れ参照） ※B型、D型サービスは、要介護認定者（要介護1～5）でも要介護認定を受ける前からサービスを利用している場合に限り引き続きサービス利用が可能			
提供の範囲	実施主体の定める範囲			
回数・期間	実施主体の定める回数、期間			
利用者負担	実施団体、事業ごとに設定されますので、事前に確認をしてください。 ※ 介護保険の負担割合ではありません。			
実施主体	地域の団体、ボランティア、NPO、社会福祉協議会、介護事業者等（市町村が直接実施する場合もあります。）			
注意事項等	地域支え合い活動の利用（参加）については、お住まいの市町村の地域包括支援センターにご相談ください。			

支え合い活動への参加を支援します

北アルプス広域連合では、地域の支え合い活動に興味のある方や、介護予防・生活支援サービスの通所型サービスや訪問型サービスに従事する予定の方などを対象に、取得すべき知識・支援方法を学ぶ「生活支援サービス事業従業者等養成研修」を開催しています。これまで、253名の方が受講し、この研修修了者が参加する複数の団体が地域で支え合い活動を実施しています。

（支え合い活動についてはP15参照。）

興味のある方は、お住まいの市町村の地域包括支援センターもしくは北アルプス広域連合までお問い合わせください。



研修の様子

研修科目	区分A	区分B
1. 職務の理解	●	●
2. 介護保険制度・地域福祉活動	●	●
3. 加齢に伴う心身の変化	●	●
4. 生活援助の方法	●	●
5. サービス提供従業者の基本	●	—
6. 地域支え合い活動の実習	●	●
7. 生活援助の実習	●	—
8. 救急救命講習（※免除あり）	●	●
9. サービス提供の遵守事項	●	●
研修時間合計	13時間	9時間

※科目（区分A・区分B）によって就業できる事業が異なります。

大北地域ではより地域の実情に応じたサービスを提供するため、訪問型・通所型（B・C・D型）及び生活支援サービスは市町村ごとに事業を行っています。

また、介護保険以外にも各市町村の事業において、高齢者の生活を支える事業を行っています。各市町村で行っている事業は17ページ～26ページをご確認ください。

5 地域支援事業について

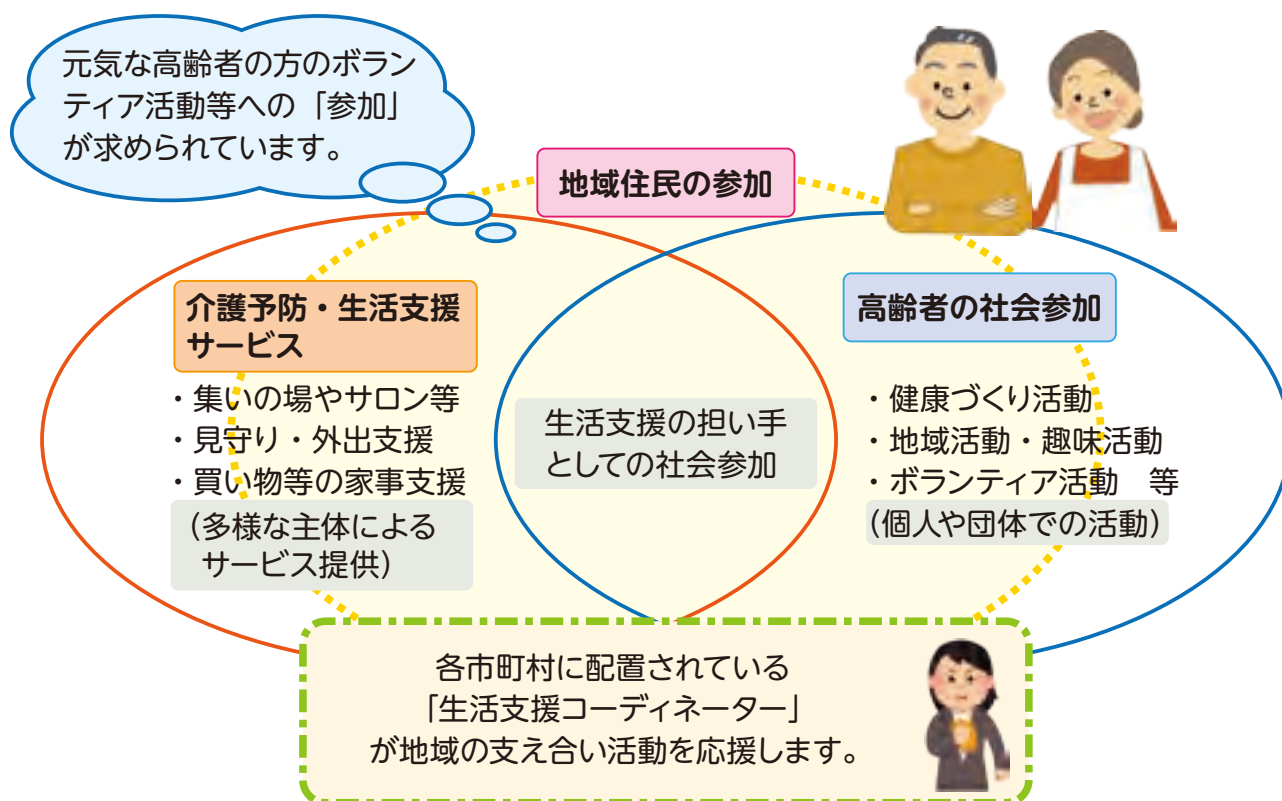
(1) とともに支えあう地域のために

地域の助け合いを強化しサービスを充実するために、住民のみなさんの「参加」をお願いします



一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加し、生活上の支援を必要とする高齢者が増加する中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、誰もが安心して暮らせるしくみ（地域包括ケアシステム）を推進するためには、住民のみなさんの「参加」が欠かせません。

また同時に高齢者のみなさんが社会参加を通じて生きがいを持ち、結果的に介護予防につながることへの効果が大きく、介護保険料の上昇を抑えることにもつながります。



(2) 救急医療情報キットについて

◇救急医療情報キットの活用

緊急時に救急隊や医療機関が、記入されている情報を活用し、適切で迅速な処置に繋げるため、北アルプス広域消防や医療機関と連携し救急医療情報キットを制作しました。

かかりつけ医、持病、常用薬、緊急連絡先などの医療に関する情報や、担当ケアマネジャーや介護サービス事業所などの介護に関する情報を記入した救急医療情報シートを専用の容器に入れ冷蔵庫に保管し、冷蔵庫の扉には救急隊等にキットが保管してあることを知らせるマグネットシールを貼って使用します。

救急医療キットを利用したい方や実際に現物を確認したい方はお住まいの地域包括支援センターへお問い合わせください。



マグネットシール

救急医療キット

7 市町村事業について

大町市

高齢者を支えるサービス

事業名	内 容	対象者	金額・その他
生活管理指導 短期宿泊	一時的な養護老人ホームの入所を支援します。	おおむね65歳以上 在宅で生活する虚弱な方	1,674円/日
日常生活用具 貸与	高齢者の生活を支援する用具(車いす)を無料で貸与します。	短期間の用具利用により生活の維持向上を図る必要のある方	※要介護認定者は利用できない場合があります。

自宅で介護をしている人を支えるサービス

※要介護・要支援認定を受けている方

事業名	内 容	対象者	金額・その他
介護用品 引換券交付	在宅(15 日以上/月)で介護が必要な方またはその介護者にオムツ等介護用品の引換券を支給します。	要介護1 以上の方、要介護1 以上の方を介護している市民税非課税世帯	3,000円/枚 年間最大12枚まで
福祉タクシー 乗車券交付	障がい者・高齢者がタクシーを利用する場合料金の一部を助成します。年間最大24枚まで(1か月2枚×月数)	前年所得税非課税世帯、要支援～要介護2の認定者で昼間の交通手段がない世帯	900円/枚 年間最大24枚まで
寝たきり高齢者等 寝具クリーニング	寝具のクリーニング費の一部を助成します。 利用単位:年2回まで、助成額:要確認	在宅で介護認定を受けている方	年2回まで 生活保護世帯:5,800円 所得税非課税世帯:3,500円 所得税課税世帯:2,500円
訪問 理美容サービス	自宅で理美容サービスを受けた料金(訪問料)の一部を助成します。	おおむね65 歳以上 要介護3以上の認定者で店舗に出向くことができない方	助成回数:4回/年 助成額:2,000円/回
高齢者にやさしい 住宅改修	居住環境を改善し日常生活の自立を支援します。	要支援・要介護認定を受けた65歳以上の方がいる所得税の世帯合計8万円以下	助成額:上限63万円 ※介護保険法住宅改修費の支給を受ける場合は支給額を除く。

高齢者(世帯)向けサービス

事業名	内 容	対象者	金額・その他
緊急通報 システム	緊急時に、通報受信センターへ緊急通報を行うことのできる通報装置等を貸し出します。	おおむね65 歳以上 一人暮らし・高齢者世帯	24時間体制 自己負担:1,000円/月
配食サービス	栄養バランスの取れた食事の定期的な配達を行います。必要に応じて、見守りサービスも行います。	おおむね65 歳以上の方のみで構成されている住民税所得割非課税世帯で食事の準備が困難な方	月～金曜日の昼食、夕食 ご飯有:400円 ご飯無:350円
除雪費助成	屋根の雪下ろしが困難な世帯に対して作業代の一部を助成します。	おおむね65歳以上 市民税非課税世帯	8,000円以内/回 年2回まで
高齢者補聴器 購入助成	聴力の低下により日常生活に支障をきたしている方に、補聴器の購入費用の一部を助成します。	65歳以上の方で聴覚障がいの身体障害者手帳の交付を受けていない方	上限3万円、住民税非課税世帯:購入費用の3/2、住民税課税世帯:購入費用の1/3

介護予防活動

事業名	内 容	対象者	金額・その他
貯筋塾 (マシントレーニング教室)	専門指導員がトレーニングを指導。教室は、平・常盤・美麻地区の3か所と貯筋塾修了生のための継続教室があります。	おおむね65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない方	1人あたり 100円/回
地域開放型体操教室「にこにこ会」	半期20回2コース。週に1回、椅子に腰かけた体操を中心に体を動かし、時には歌も歌います。	おおむね65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない方	1人あたり 100円/回
複合体操教室	体操教室と多職種の健康講話を組み合わせた教室です。週1回12週連続(原則3か月)開催します。	65歳以上の方(参加人数5人以上で自治会単位の申請が必要)	1人あたり 100円/回
地域でふれあいサロン(自主活動団体育成補助)	5人以上で、地域の公民館等で定期的を開催するサロンや体操教室等を行う場合の運営を支援します。	補助要件を満たす団体	開設準備金:30,000円 運営費:72,000円(上限)
健康教室	運動機能向上・認知症予防、健康に関する話など、専門家を派遣し、指導や講演会を開催します。	65歳以上の方(団体からの申請が必要)	無料または実費分(教室ごと)
短期集中 トレーニング(訪問C型)	専門家が個人ごとに日常生活の改善や、運動プログラムの作成、筋トレを3か月集中的に行います。	事業対象者 要支援1・2の方	300円/回 訪問型:専門職が自宅訪問
訪問指導	看護師等が訪問し日常生活や健康に関する支援・指導を行います。	要支援・要介護認定を受けていない方	無料 土日祝年末年始除く
地域リハビリ	地域教室や個別指導・評価が必要な場合に専門職を派遣します。	応相談	無料 土日祝年末年始除く



にこにこ会の様子



貯筋塾の様子



ここで紹介した活動はあくまで一部です。このほかにも地域で行っている集まりや体操教室などがあります。参加したい方や運営側として携わりたい方など、少しでも興味があれば問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先
大町市役所 福祉課 高齢者・包括支援係
電話 0261-22-0420

池田町

高齢者や介護者を支えるサービス

- ① 緊急通報システム 緊急時にあらかじめ指定した連絡先に通報できるシステム
 - ② 北アルプス救急医療情報キット 救急現場における利用者、病院、救急隊との情報伝達ツール
 - ③ 福祉輸送サービス 介護が必要な方の移動支援
 - ④ 在宅介護者給付金 在宅で介護を担う方を支援する給付金事業 など
- 詳しくは、健康福祉課 へお問い合わせください。

地域の支え合い活動

移動支援

① おでかけ乗りましょカー（訪問型サービスD型事業）

乗降等支援があれば、外出できる方の送迎を行い、買い物、通院、公共機関のお手続き等をお手伝いします。

活動日時：通年（受付時間平日 8:30～17:30）

対象者：事業対象者、要支援1,2の方

活動内容：乗降等支援を伴う外出時の送迎

活動謝金：1回 500円＋いきいきチケット1枚 他



移動支援＋お手伝い

② サポートてるてるぱらす（訪問型サービスB型事業）

サポートてるてるで行っている生活支援事業に、送迎を加えた支え合い活動です。外出時に付き添いの必要な方が安心して外出できるように応援します。

活動日時：通年（受付時間平日 8:30～17:30）

対象者：事業対象者、要支援1,2の方

活動内容：家事支援、配達等支援、外出支援と一体的に行う送迎と付き添いの支援

活動謝金：1時間 400円＋いきいきチケット1枚
以降 30分毎 400円を加算



お手伝い

③ サポートてるてる

「地域のちょっとしたお手伝いがあれば、住み慣れた家で豊かに暮らし続けられる方々」と、「お弁当配達やお買い物など、ちょっとしたお手伝いを行える方々」が会員となり、支え合い活動を行う事業です。

活動日時：通年（受付時間平日 8:30～17:30）

対象者：池田町内にお住まいの方（会員制）

活動内容：家事支援（食事作り、掃除、ごみ出し等）
配達等支援（お弁当配達、買い物等）
外出支援（通院、買い物の付き添い）

活動謝金：15分 150円



集いの場

④ ふれあい・いきいきサロン

地域住民が身近なところ（地区の公民館等）に集い、相互に支え合う活動を行うことで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らして行ける地域づくりと、地域の交流やふれあいの場をもうけることにより、高齢者等の仲間づくりをしています。

開催日：各地区により随時開催

開催場所：各地区公民館、集落センター等

参加費用：各地区による



⑤ 寄りましょ会（通所型サービスB型事業）

軽度の体操を行い、介護予防を図るとともに、外出することで社会参加の機会を作ります。

活動日時：毎週水曜日（年 48 回）

対象者：事業対象者、要支援 1, 2 の方

活動内容：送迎、軽体操、お茶、レクリエーションなど

利用料金：1 回 500 円



介護予防事業

② のびのびゴム体操

各地区が自主的に実施している体操教室です。

開催日：各地区により随時開催

開催場所：各地区公民館、集落センター等

参加費用：基本的に無料



② 介護予防教室あすらくあづみ

（通所型・訪問型サービスC型事業）

リハビリ専門職により、生活のしづらさを改善するための支援
費用：600円/回

通所

日時：毎週水曜日、9時30分～11時30分 全12回

場所：あづみ病院

訪問

日時：あらかじめ決めた曜日、40回/分 全12回

場所：ご自宅

この他にも支え合い活動や介護予防事業を行っています。
参加したい方や運営側として携わりたい方など、
問い合わせください。

各種運動教室や地域活動団体を
紹介しています。

詳しくは「池田町支え合い・助け合い活動ガイドブック」（池田町支え合い・助け合いを広げる協議体）をご覧ください。



池田町ホームページ
池田町支え合い・助け合い活動
ガイドブック

お問い合わせ先

池田町健康福祉課・地域包括支援センター
電話 0261-61-5000

池田町社会福祉協議会
電話 0261-62-9544

松川村

高齢者や介護者を支えるサービス

① りんりん号（福祉乗り合いバス）

交通手段に困る 65 歳以上の方が、通院、買い物、公共機関、銀行等の外出時に利用できます。運行範囲は、村内及びあづみ病院です。

＊利用料 無料（登録と利用時の事前予約が必要です）

＊運 行 月・水曜日 9 時～13 時まで（5 便）

火・金曜日 9 時～16 時まで（7 便）

② 無料入浴券

村内在住の 65 歳以上の方に、松香荘とすずむし荘の無料入浴券をお配りします。

③ 介護者慰労金

要介護 4・5 に該当する要介護者を在宅で介護されているご家族で、要介護者と同居し、介護していた期間が 6 か月以上あるなどの要件を満たした方に支給します。

＊年 額 50,000 円

そのほかにも独自の補助事業がございます。詳しくはお問い合わせ先までご連絡ください。

地域の支え合い活動

① ほっとサロン田中

開催日時 毎週木曜日 10 時～正午

開催場所 元田中商店（中部区）

参加費用 なし

そ の 他 どなたでも気軽に立ち寄って、お茶を飲みながら楽しくお話できる場所です。



② 南区元気会

開催日時 第 1 水曜日 10 時～正午

開催場所 コミュニティふれあい（東松川南区）

参加費用 500 円/回

そ の 他 定期的に集まって体操やお茶飲み話をして、楽しく活動しています。



③ 北細野つくしの会

開催日時 第 3 又は第 4 土曜日 9 時 30 分～正午

開催場所 北細野会館（北細野区）

参加費用 100 円/回 ※行事参加は実費

そ の 他 定例会は太極拳やお茶飲み話、随時、四季折々の行事を楽しんでいます。



介護予防活動

① 地区介護予防教室「晴ればれ教室」

- 開催場所 各地区会場
 開催日程 週1回（全8回）
 10時～11時30分
 参加費用 800円
 その他 健康運動指導士による脳トレや運動、
 専門職による栄養・健康講話など



② 健康体操教室「いきいきフラミンゴ」

- 開催場所・日程 すずの音ホール 毎週月曜日（全20回/半期ごと）
 ①13時30分～14時30分 ②14時45分～15時45分
 松香荘大会議室 毎週火曜日（全20回/半期ごと）
 ①14時～15時
 参加費用 4,000円
 その他 運動指導者による運動、認知症予防のトレーニングなど

③ 水中運動教室

- 開催場所・日程 松香荘プール 隔週火曜日（全8回/半期ごと）
 13時45分～14時30分
 参加費用 1,600円
 その他 インストラクターによる水中運動指導

④ あすらく あづみ

- 目的 リハビリの専門職により、生活のしづらさを改善するための支援
 対象者 基本チェックリストで該当になる方
 方法 あづみ病院への通所、またはご自宅への訪問
 利用料 [訪問] 40分/回 600円 全12回
 [通所] 毎週水曜日 9時30分～11時30分 600円 全12回

この他にも支え合い活動や介護予防事業を行っています。参加したい方や運営側として携わりたい方など、少しでも興味があれば問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先・相談窓口

松川村地域包括支援センター（松川村保健センター内）

電話 0261-62-3290 FAX 0261-62-1030

白馬村

高齢者を支えるサービス

① 運転免許証自主返納支援事業

運転免許証を返納した場合、申請により白馬ふれAⅠ号の利用券が交付されます。

また、身分証明書としても利用できる「運転経歴証明書」の交付を大町警察署などで申請できます。

対 象 者 自動車運転免許証を自主返納した方なら、どなたでもご利用できます

申請方法 警察などで運転免許証の取消手続きを行った後、公安委員会が発行した「申請による運転免許の取消通知書」と印鑑を持って、役場総務課へお越しください。

特 典 申請時1回に限り、白馬ふれAⅠ号の利用券33枚（11枚綴りの回数券3冊）を交付します。

② 温泉（温浴）施設利用高齢者等助成事業

高齢者等の外出機会の創出により、親睦・交流のほか、健康増進と介護予防を図るため、温泉（温浴）施設利用料を助成します。一人1年度につき、交付枚数は12枚。

（※注交付枚数は一月1枚となっていることから、年度中途に申請のあった場合は、残りの月数分になります）

対象者 65歳以上の方、障害者手帳をお持ちの方、母子・父子家庭の小学生以下の方

助成額 利用券1枚につき400円



地域の支え合い活動

通所型サービスB型ハル家の会

一人暮らしの方などを対象に、食事を囲んで語り合う集いの場です。月1～2回の不定期で開催します。

対象者 介護予防該当者（チェックリストに一定以上該当する方）

利用料 700円／回（食事代）



介護予防活動

① まめった講座

トレーニングマシンを使った運動による生活機能の向上や、社会参加を高めるために必要な指導等を4か月間集中的に行います。

対象者 65歳以上の方（介護保険サービス利用中の方は対象外）

日 時 毎週金曜日 午後1時～2時30分（年末年始・祝祭日を除く）

場 所 白馬メディア トレーニングルーム

利用料 500円／回



② WAKU★WAKU貯筋体操

6 か月 20 回コースで、ストレッチ・リズムインターバルEX・膝痛運動・ダンベル運動等、効果的に筋力向上を目指す教室です。

対象者 65 歳以上の方

日 時 毎週月曜日 午前 10 時～ 11 時

前期 4～9 月の 20 回、後期 10～3 月の 20 回

利用料 12,000 円 (20 回)



③ あいんち歌ごえ健茶会

童謡唱歌・青春歌謡・流行歌などカラオケに合わせて歌います。

対象者 65 歳以上の方 (介護保険サービス利用中の方は対象になりません)

利用料 600 円/回



④ あいんちプラザ ファイト

ストレッチ・筋トレ・ボールを使った体操を行います。

※「あいんちプラザ ファイト (午前)」 「あいんちプラザウィズ (午後)」を続けて利用可能。その場合の利用料は 950 円/回 (昼食代は別途)。

対象者 65 歳以上の方 (介護保険サービス利用中の方は対象になりません)

利用料 600 円/回



⑤ あいんちプラザ ウィズ

歌・手芸・作品づくりなど、柔軟な居場所づくりをしています。

※「あいんちプラザ ファイト (午前)」 「あいんちプラザウィズ (午後)」を続けて利用可能。その場合の利用料は 950 円/回 (昼食代は別途)。

対象者 65 歳以上の方 (介護保険サービス利用中の方は対象になりません)

利用料 600 円/回 (お茶代は別途)



この他にも支え合い活動や介護予防事業を行っています。参加したい方や運営側として携わりたい方など、少しでも興味があれば問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

白馬村役場 健康福祉課 電話 0261-85-0713

高齢者を支えるサービスについて

白馬村地域包括支援センター 電話 0261-72-6667

地域の支え合い活動、介護予防活動について

小谷村

高齢者や介護者を支えるサービス

① 配食サービス事業

調理が困難な高齢者に対して、定期的に訪問して栄養のバランスの取れた食事（お弁当）を提供するとともに、利用者の見守りを行います。（月～金 昼食・夕食）

対 象 者：調理が困難な概ね65歳以上の単身世帯・高齢者世帯及びこれに準ずる世帯、並びに身体障害者

利用料金：1食500円（村民税 課税世帯）・1食300円（村民税 非課税世帯）



② 福祉輸送サービス事業

移送用車（リフト付き車両及びストレッチャー装備ワゴン車等）で、利用者自宅から医療機関等へ移送します。

対 象 者：要介護認定を受けている方等で公共交通機関の利用が困難な方。（社協・福祉・関係者等の協議によって利用決定）

利用料金：（片道）村内300円 / 白馬村400円 / 大町市・糸魚川市1000円 / 池田町・松川村1200円



③ 生活支援員派遣事業

日常生活上の援助を行い、要介護状態への進行予防を図ります。

対 象 者：概ね65歳以上の単身世帯・高齢者世帯・日常生活上の援助が必要な方。

利用料金：自己負担200円 / 1時間

④ 移動販売車事業

移動購買車で村内各所を定期的に巡回するサービスです。集落単位ではなく、要望があれば個人宅前までお伺いし、欲しい商品を注文することもできます。

⑤ 小谷村デマンドタクシー

自宅付近から目的地まで送迎するデマンドタクシーを運行します。村民どなたでもご利用いただけます。事前に利用者登録と予約が必要です。

利用料金：1人1乗車（片道）300円

運 休：土日祝日・お盆期間（8/13～8/16）・年末年始等

⑥ 緊急通報システム

ひとり暮らしの高齢者等の急病や災害等の緊急時に、敏速かつ適切な対応ができるよう緊急通報システムをご自宅に設置し、近隣住民・ボランティア等の緊急時対応ができる方（協力員）との連絡体制を整備します。

対 象 者：概ね65歳以上の単身世帯・高齢者及びこれに準ずる世帯、並びに身体障害者

利用料金：設置料6000円 / 撤去料3000円 その他自己負担なし

⑦ 小谷村複合拠点施設『おたりつぐら』

曜日ごとにテーマを決めて、スマホ教室や手仕事広場、カラオケ喫茶交流会などいろいろな催しを行っています。

地域の支え合い活動

① 歌ごえ健茶会

開催日：毎週火曜日

時間：13:00～

開催場所：サンティンおたり

参加費：1週目から3週目 1回200円（自主活動）

4週目 1回300円（NPO 法人健學塾）

ひとりひとりが選曲した曲を参加者全員で大きな声で歌い、日々のストレスの発散につながっています。歌うことで誤嚥による肺炎の予防にも効果があります。



② 「わり～じゃね乗合倶楽部」

有志ボランティアによるご近所同士の移動助け合いサービスです。

介護予防活動

① らくらくサロン

開催日：各地区 月～金

時間：10:00～11:30

開催場所：村の各公民館や複合拠点施設など

参加費：1回300円

【元気に介護知らずの生活を目指して】を目標に、クッキング、お手玉づくり、エコバック作りやミニ講座、脳トレなど毎月テーマを決めて楽しんでいます。



② ずくまめ会

開催日：第3木曜日

時間：9:30～11:30

開催場所：小谷村役場 視聴覚室

参加費：無料

理学療法士による継続できる筋力・体力作り。効果的な体操をみんなで楽しみながら行います。運動後は体力測定やミニ講座を行っています。



③ ずくだせ会

開催日：地区別開催 ※送迎あり

開催場所：福祉センターせせらぎ 複合拠点施設「おたりつぐら」

参加費：無料

馴染みの地域の人たちと一緒に外出の機会を作り、運動不足解消や体力維持を目的に介護予防を行っています。



*この他にも、小谷版エンディングノート「えんでく」の普及啓発や、社会資源をまとめた「暮らしのおたすけ手帳」を作成しています。上記、事業へ参加希望の方や、活動に少しでも興味がある方はお気軽にお問合せください。

お問い合わせ先
小谷村地域包括支援センター
電話 0261-82-3135

8 介護サービスの種類と費用

介護保険で利用できるサービスと費用をご紹介します。

「サービス費用のめやす」は、基本的な費用の一例で、実際のサービス費用は、サービスの種別や事業所ごとに算定する加算の内容によって異なります。

また、自己負担分は所得等により、1割～3割のいずれかになります。利用者負担について詳しくは、35ページを参照ください。

【自宅への訪問を受けて利用するサービス】

訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問して、入浴や排泄介助などの身体介護や、調理や洗濯など身の回りの生活支援を行います。

【費用のめやす】（1割負担の場合）

内 容	自己負担分	サービス費用
身体介護中心 (30分以上1時間未満の場合、 1回あたり)	387 円	3,870 円
生活援助中心 (45分以上の場合、1回あたり)	220 円	2,200 円



【注意】

利用者以外のためのお手伝いや、右のようなものは介護保険サービスの対象になりません。

- ・本人以外のための調理や掃除
- ・庭の草むしり
- ・大掃除
- ・ペットの世話 など

※要支援認定・総合事業対象の方の利用するホームヘルプサービスは、介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、実施しています。 ⇒ 12～14ページ参照

訪問入浴介護

介護職員や看護職員が、浴槽を準備して家庭を訪問し、入浴の介護を行います。

【費用のめやす】（1割負担の場合）

内 容	要介護度	自己負担分	サービス費用
1回あたり	要支援1・2	856 円	8,560 円
	要介護1～5	1,266 円	12,660 円



訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師などが、家庭における療養上の世話や、必要な診療の補助を行い、療養生活を支援します。

【費用のめやす】（1割負担の場合）

内 容	要介護度	自己負担分	サービス費用
訪問看護ステーションからの場合 (30分未満の場合、 1回あたり)	要支援1・2	451 円	4,510 円
	要介護1～5	471 円	4,710 円



訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などが、できるだけ自宅での自立した日常生活ができるように、リハビリテーションを行います。

【費用のめやす】（1割負担の場合）

内 容	要介護度	自己負担分	サービス費用
1回あたり	要支援1・2	298 円	2,980 円
	要介護1～5	308 円	3,080 円



居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師などが、家庭における療養の管理、指導を行います。

【費用のめやす】（1割負担の場合）

内 容	自己負担分	サービス費用
医師による指導 (月2回まで)(1回あたり)	515 円	5,150 円
薬局の薬剤師による指導 (月2回まで)(1回あたり)	518 円	5,180 円



【事業所に通って受けるサービス】

- ・通所介護 (利用定員が19名以上のデイサービス)
- ・地域密着型通所介護 (利用定員が18名以下のデイサービス)
- ・認知症対応型通所介護 (認知症の方を対象にしたデイサービス)

デイサービスセンターや宅老所などに日帰り通って、入浴や食事などの支援や、レクリエーションを利用した機能訓練などが受けられます。



【費用のめやす】 (1割負担の場合)

・通所介護

内 容	要介護度	自己負担分	サービス費用
7時間以上8時間未満の利用の場合 (1日あたり)	要介護1	658円	6,580円
	要介護2	777円	7,770円
	要介護3	900円	9,000円
	要介護4	1,023円	10,230円
	要介護5	1,148円	11,480円

・地域密着型通所介護

内 容	要介護度	自己負担分	サービス費用
7時間以上8時間未満の利用の場合 (1日あたり)	要介護1	753円	7,530円
	要介護2	890円	8,900円
	要介護3	1,032円	10,320円
	要介護4	1,172円	11,720円
	要介護5	1,312円	13,120円

・認知症対応型通所介護

内 容	要介護度	自己負担分	サービス費用
7時間以上8時間未満の利用の場合 (1日あたり)	要支援1	861円	8,610円
	要支援2	961円	9,610円
	要介護1	994円	9,940円
	要介護2	1,102円	11,020円
	要介護3	1,210円	12,100円
	要介護4	1,319円	13,190円
	要介護5	1,427円	14,270円

※要支援認定・総合事業対象の方の利用する(地域密着型)通所介護は、介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、実施しています。 ⇒ 12～14ページ参照

※食費は別途自己負担になります。

通所リハビリテーション（デイケア）

身体機能を改善し、日常生活動作の向上を図るためのリハビリテーションが受けられます。また食事、入浴などの日常生活上の支援も受けられます。老人保健施設や医療機関に併設されています。

【費用のめやす】（1割負担の場合）

内 容	要介護度	自己負担分	サービス費用
月単位の定額 (1月あたり)	要支援 1	2,268 円	22,680 円
	要支援 2	4,228 円	42,280 円
6時間以上 7時間未満の 利用の場合 (1日あたり)	要介護 1	715 円	7,150 円
	要介護 2	850 円	8,500 円
	要介護 3	981 円	9,810 円
	要介護 4	1,137 円	11,370 円
	要介護 5	1,290 円	12,900 円

※食費は別途自己負担になります。



【短期間、施設に入所して受けるサービス】

短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護老人保健施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や、機能訓練などを行います。

【費用のめやす】（1割負担の場合）

・短期入所生活介護

内 容	要介護度	自己負担分	サービス費用
1日あたり (併設型・多床室 の場合)	要支援 1	451 円	4,510 円
	要支援 2	561 円	5,610 円
	要介護 1	603 円	6,030 円
	要介護 2	672 円	6,720 円
	要介護 3	745 円	7,450 円
	要介護 4	815 円	8,150 円
	要介護 5	884 円	8,840 円

・短期入所療養介護

内 容	要介護度	自己負担分	サービス費用
1日あたり (基本型・多床室 の場合)	要支援 1	613 円	6,130 円
	要支援 2	774 円	7,740 円
	要介護 1	830 円	8,300 円
	要介護 2	880 円	8,800 円
	要介護 3	944 円	9,440 円
	要介護 4	997 円	9,970 円
	要介護 5	1,052 円	10,520 円

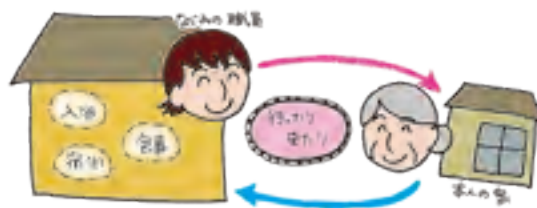
※食費や滞在費（部屋代）は別途自己負担になります。



【必要なサービスを柔軟に組み合わせて受けるサービス】

小規模多機能型居宅介護

事業所への「通い」を中心として、利用者の選択や状況に応じて、自宅への「訪問」、事業所への「宿泊」を組み合わせて、住み慣れた自宅での生活を送るために必要な、24時間のサポートを受けます。



【費用のめやす】（1割負担の場合）

内 容	要介護度	自己負担分	サービス費用
月単位の定額 (1月あたり)	要支援1	3,450 円	34,500 円
	要支援2	6,972 円	69,720 円
	要介護1	10,458 円	104,580 円
	要介護2	15,370 円	153,700 円
	要介護3	22,359 円	223,590 円
	要介護4	24,677 円	246,770 円
	要介護5	27,209 円	272,090 円

※食費や宿泊費は別途自己負担になります。

【自宅を離れ、入居（入所）して受けるサービス】

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の方が、5人から9人の利用者の中で、食事の支度や洗濯などを一緒に行うなど、家庭的な環境で共同生活を送りながら受けるサービスです。

【費用のめやす】（1割負担の場合）

内 容	要介護度	自己負担分	サービス費用
1月あたり (共同生活住居が 1つの場合)	要支援2	22,830 円	228,300 円
	要介護1	22,950 円	229,500 円
	要介護2	24,030 円	240,300 円
	要介護3	24,720 円	247,200 円
	要介護4	25,230 円	252,300 円
	要介護5	25,770 円	257,700 円

※要支援1の方は利用できません。

※食材料費や家賃等は別途自己負担になります。



【施設サービス】 要支援1・2の方は利用できません

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

身体や精神の状況により日常生活で常に介護が必要で、在宅生活が困難な方が入所してサービスを受けます。原則的に、要介護3以上の方が入所可能です。

介護職員などが、入浴・排泄・食事等の日常生活全般にかかわる世話や介護、健康管理、機能訓練等を行います。

【費用のめやす】（1割負担の場合）

内 容	要介護度	自己負担分	サービス費用
1月あたり (多床室の場合)	要介護3	21,960 円	219,600 円
	要介護4	24,060 円	240,600 円
	要介護5	26,130 円	261,300 円

※食費や居住費等は別途自己負担になります。



介護老人保健施設

ケガや病気などの症状が安定し、医療機関への入院治療の必要がない方が入所してサービスを受けます。自宅での生活が送れるように、医学的な管理のもと、リハビリ専門職などが機能訓練や日常生活の世話を行います。

【費用のめやす】（1割負担の場合）

内 容	要介護度	自己負担分	サービス費用
1月あたり (基本型、多床室 の場合)	要介護1	23,790 円	237,900 円
	要介護2	25,290 円	252,900 円
	要介護3	27,240 円	272,400 円
	要介護4	28,830 円	288,300 円
	要介護5	30,360 円	303,600 円

※食費や居住費等は別途自己負担になります。



介護医療院

病状が安定期にあって、長期間の療養を必要とする方が、介護保険の適用を受けた療養病床をもつ病院や診療所に入院してサービスを受けます。

【費用のめやす】（1割負担の場合）

内 容	要介護度	自己負担分	サービス費用
1月あたり (I型、多床室 の場合)	要介護1	24,990 円	249,900 円
	要介護2	28,290 円	282,900 円
	要介護3	35,460 円	354,600 円
	要介護4	38,490 円	384,900 円
	要介護5	41,250 円	412,500 円

※食費や居住費等は別途自己負担になります。



【自宅で生活環境を整えるサービス】

福祉用具の貸与

車いすや特殊寝台（介護用ベッド）など、自宅での生活に必要な福祉用具を借りることができます。

費用は福祉用具の種類や事業所によって異なります。

- ・車いす、車いす付属品
 - ・特殊寝台、特殊寝台付属品
 - ・床ずれ防止用具、体位変換器
 - ・認知症老人徘徊感知機器
 - ・移動用リフト（つり具を除く）
 - ・自動排泄処理装置 ※要介護4・5のみ
- ★
- ・手すり（工事をとみなわないもの）
 - ・スロープ（工事をとみなわないもの）
 - ・歩行器
 - ・歩行補助つえ



★印の用具の貸与は、原則、要介護2以上の方のみ、保険給付の対象となります。

福祉用具購入費の支給

入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した時、1年間（4月～翌年3月）につき10万円を上限に利用者負担分を除いた額が支給されます。

- ・腰掛便座（ポータブルトイレなど）
- ・入浴補助用具（シャワーチェアなど）
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具の部分



以下の福祉用具については、貸与と購入が選択できます。

- ・固定用スロープ
- ・歩行器（歩行車をのぞく）
- ・歩行補助つえ（松葉づえをのぞく）

※費用はいったん全額を支払い、支給申請後、介護保険から払い戻されます。

指定を受けた事業者から購入した場合のみ、保険給付の対象になります。

住宅改修費の支給

自宅への手すりの取り付けや段差解消など、小規模な住宅改修費のうち利用者負担分を除いた額が支給されます。保険給付の対象となる改修費用の上限は20万円です。

【介護保険の対象になる住宅改修】

- ・ 手すりの取り付け
- ・ 段差の解消
- ・ 床や通路面の材料の変更
- ・ 引き戸等への扉の取り替え
- ・ 洋式便器等への便器の取り替え
- ・ 上記工事に必要な付帯工事



住宅改修利用の手順

① 専門家などに相談

ケアマネジャーや地域包括支援センターの職員等に相談します。

② 事前審査（広域連合の確認）

- 【提出書類】
- 住宅改修が必要な理由書
 - 改修場所の図面
 - 改修前の写真（日付入り、施工予定を明記）
 - 工事費見積書・パンフレット など

③ 工事の実施

④ 支給申請（工事後の完了届）

- 【提出書類】
- 住宅改修費支給申請書
 - 領収書（内訳書）
 - 改修後の写真（日付入り）
 - 住宅所有者の承諾書 など

⑤ 住宅改修費の支給

※費用はいったん全額を支払い、支給申請後、介護保険から払い戻されます。

必ず事前審査が必要ですので、ケアマネジャー等にご相談ください。

9 利用者負担について

(1) 介護サービス利用時の利用者負担

介護サービスを利用する場合、前年の所得等に応じてサービスにかかる費用額の1割、2割または3割を負担します。

この負担割合の適用期間は、8月1日から翌年7月31日までの1年間で、毎年判定を行います。

右図の負担割合証は介護サービスを利用する際に必要となりますので、大切に保管してください。

また、年度途中で前年所得等に変動があり、負担割合が変更になった場合などは、その都度負担割合証を交付いたします。

介護サービスを受けるときは、
「介護保険被保険者証」と
「介護保険負担割合証」の両方を
サービス事業所に提示してください。

利用者負担割合証の負担割合と所得区分

負担割合	所得等の基準
3割	次の①と②の両方に該当する方 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②本人を含め同じ世帯の65歳以上の方の【年金収入＋その他の合計所得金額】が単身世帯の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上
2割	次の①と②の両方に該当する方 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②本人を含め同じ世帯の65歳以上の方の【年金収入＋その他の合計所得金額】が単身世帯の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上
1割	2割・3割に該当しない方 - 生活保護を受給されている方 - 第2号被保険者（64歳以下）の方

※1 「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除などの所得控除をする前の金額です。長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除した額となります。

※2 「その他の合計所得金額」とは、上記※1の「合計所得金額」から、公的年金等に係る雑所得を控除した金額となります。

(2) 1か月に利用できる在宅サービスの限度

【支給限度基準額】

在宅で利用する介護サービスは、要介護度区分に応じて上限額（区分支給限度額）が決められています。上限額の範囲内で介護サービスを利用する場合の自己負担は1割～3割ですが、上限を超えて利用した場合には、超えた費用は全額自己負担になります。

介護サービスは、種類ごとに細かく費用が決まっているので、この限度額をもとに、ケアマネジャー等がケアプランの作成を行い、介護サービスを利用します。

要介護度	限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

(3) 利用者負担が高額になった時の払い戻し

介護サービスを利用して、1か月に支払った自己負担額が、一定の「負担の上限（下表参照）」を超えた場合は、その超えた額について、保険からの払い戻し（高額介護サービス費等の支給）があります。対象となる方には、広域連合から申請書をお送りします。（食費、居住費、日常生活費などの費用や、サービス利用費が（2）の【支給限度基準額】を超えた分は対象外です。）

区 分		負担の上限（月額）
生活保護を受給している方等		15,000円（世帯）
市町村民税非課税世帯		24,600円（世帯）
公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下		15,000円（個人）
市町村民税課税世帯	課税所得が380万円未満	44,400円（世帯）
	課税所得が380万円以上690万円未満	93,000円（世帯）
	課税所得が690万円以上	140,100円（世帯）

(4) 医療保険と介護保険の利用者負担が高額になった時の払い戻し

同じ医療保険の世帯内で、医療費と介護サービス費用の自己負担があり、1年間の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が、一定の「負担の上限（下表参照）」を超えた場合は、保険からの払い戻し（高額介護合算療養費等の支給）があります。

対象となる方には、加入している医療保険の保険者または長野県後期高齢者医療広域連合から申請書をお送りします。

【医療と介護の自己負担額合算後の限度額（年額） ※毎年8月1日から7月31日まで】

○ 70歳未満の方

区 分		負担の上限（年額）
市町村民税非課税世帯		34万円
基準総所得額	210万円以下	60万円
	210万円超600万円以下	67万円
	600万円超901万円以下	141万円
	901万円超	212万円

○ 70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

区 分		負担の上限（年額）
市町村民税非課税世帯		31万円
年金収入が80万円以下等		19万円
市町村民税課税世帯		56万円
課税所得	145万円以上380万円未満	67万円
	380万円以上690万円未満	141万円
	690万円以上	212万円

(5) 短期入所や施設を利用する時の食費と居住費の軽減

短期入所（生活・療養）サービスと施設サービス（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院）を利用される際、所得等条件にあてはまる方は、負担限度額認定を受けることにより、食費・居住費の自己負担が軽減されます。

有料老人ホームやケアハウスなどの高齢者向け住宅、グループホームなどは対象となりません。

1. 軽減の対象となる方

利用者負担段階	対象者	預貯金等(※)の要件 (夫婦の場合)
第1段階	●生活保護を受給されている方	
第2段階	世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市町村民税非課税	●課税・非課税年金の収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方 650万円（1,650万円）以下
第3段階①		●課税・非課税年金の収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 550万円（1,550万円）以下
第3段階②		●課税・非課税年金の収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の方 500万円（1,500万円）以下

※預貯金等とは、預貯金(定期預金含む)、有価証券(株式・国債など)、金・銀など、投資信託、タンス預金(現金)です。

※第2号被保険者の場合、段階にかかわらず預貯金等の要件は1,000万円（2,000万円）以下です。

2. 申請に必要なもの

- 介護保険負担限度額認定申請書 ●情報照会に係る同意書 ●預貯金等通帳のコピー(定期預金含む)
- 預貯金等の通帳のコピーは、表紙、申請日から直近2か月前までの期間のページが必要です。
(配偶者がいる場合は、本人分と配偶者分が必要となります。)

3. 利用者負担段階と負担限度額

利用者負担段階	1日あたりの食費		1日あたりの居住費（滞在費）					
	施設入所	ショートステイ	多床室		従来型個室		ユニット型	
			特養	老健・療養等	特養	老健・療養等	個室的多床室	個室
第1段階	300円	300円	0円	0円	380円	550円	550円	880円
第2段階	390円	600円	430円	430円	480円	550円	550円	880円
第3段階①	650円	1,000円	430円	430円	880円	1,370円	1,370円	1,370円
第3段階②	1,360円	1,300円	430円	430円	880円	1,370円	1,370円	1,370円
基準費用額※	1,445円	1,445円	915円	437円	1,231円	1,728円	1,728円	2,066円

※基準費用額は、国の定めた基準額です。実際の負担額は、入所されている施設により異なる場合があります。

※令和6年8月より居住費の負担額が60円(日額)引き上げられました。(第1段階の多床室利用者除く)

居室の種類	
多床室	2名以上の相部屋
従来型個室	生活単位(ユニット)で分けられていない個室
ユニット型個室的多床室	部屋が動かない仕切り(天井と壁にすき間のある)などで区切られた個室
ユニット型個室	10名程度の1つの生活単位(ユニット)ごとに、台所や食堂などの共用スペースがある個室

～用語解説～

「その他の合計所得金額」・・・合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額

「合計所得金額」・・・収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除などの所得控除をする前の金額。長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除がある場合、合計所得金額から特別控除を控除した金額を用います。

(6) その他の負担軽減事業

北アルプス広域連合では、次のような利用者負担軽減事業を独自に行っています。

事業名	事業内容															
社会福祉法人等による 利用者負担軽減	①対象サービス 訪問介護 通所介護 地域密着型通所介護 特別養護老人ホーム 小規模多機能型居宅介護（予防及び認知症対応型を含む）															
	②対象者 （ア）生活保護受給の方 （イ）以下の基準に当てはまる方 - 介護保険料の滞納がない方 - 収入額および預貯金額が基準以下の方 <table><tr><th>世帯構成</th><th>年間収入額（円）</th><th>預貯金等の額（円）</th></tr><tr><td>単身世帯</td><td>1,500,000</td><td>3,500,000</td></tr><tr><td>2人世帯</td><td>2,000,000</td><td>4,500,000</td></tr><tr><td>3人世帯</td><td>2,500,000</td><td>5,500,000</td></tr><tr><td>4人世帯</td><td>3,000,000</td><td>6,500,000</td></tr></table> ※ 特養の多床室に入所している方の収入基準は 90 万円 - 負担能力のある親族等に扶養されていない方 - 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない方	世帯構成	年間収入額（円）	預貯金等の額（円）	単身世帯	1,500,000	3,500,000	2人世帯	2,000,000	4,500,000	3人世帯	2,500,000	5,500,000	4人世帯	3,000,000	6,500,000
	世帯構成	年間収入額（円）	預貯金等の額（円）													
	単身世帯	1,500,000	3,500,000													
	2人世帯	2,000,000	4,500,000													
3人世帯	2,500,000	5,500,000														
4人世帯	3,000,000	6,500,000														
③軽減される利用者負担 利用者負担や食事及び居住費を 1 / 4 軽減 （食費、居住費については負担限度額認定がある方のみ適用） 生活保護受給の方は、個室の部屋代のみ減免																
特別地域加算及び中山間地域等の加算に係る 利用者負担減額	①対象サービス 山間地等のため、加算がかかる訪問介護、訪問看護、居宅療養管理指導等 ②軽減される利用者負担 利用者負担にかかる加算分を軽減															
認知症対応型共同生活 介護利用者支援	①対象サービス 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ②対象者 本人および同一世帯の方全員が市町村民税非課税の方等 ③軽減される利用者負担 家賃相当分として、月額 1 万円を助成															
在宅復帰支援	①対象者 施設入所中に、外泊して在宅での生活が可能か試してみたい方 ②軽減される利用者負担 外泊中にかかった介護費用について、一定額を助成															
災害被災者に対する 食費及び居住費負担に 係る助成	①対象者 震災、風水害、火災などの災害に遭われた方 ②軽減される利用者負担 食費・居住費（助成額・割合は被災された状況により変わります）															

詳しくは、北アルプス広域連合や市町村の介護保険担当窓口へお問い合わせください。

10 特別養護老人ホームへの入所について

特別養護老人ホームへの入所申込み手続きについて

介護保険施設に入所を希望する場合は、直接、希望の施設に入所の申込みをします。入所定員に空きがない場合は、定員に空きが出るまで入所をお待ちいただくことになります。各施設において「入所判定委員会」を設置し入所の判定が行われます。

(1) 入所判定について

以下の手順により、入所の必要度等を勘案しながら、ご自宅での生活が困難な方から優先的に入所できるよう、入所判定委員会により、入所の順位が決められます。

(大北圏域指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）優先入所指針による)

【手順1】 要介護度など5項目による一次判定（個別評価）を行い、入所の必要度を点数化します。(105点満点)

【一次判定基準】

① 要介護度

評価項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
点数	5	9	13	17	20



② 認知度（認知症高齢者日常生活自立度）

評価項目	ランクⅠ	ランクⅡ	ランクⅢ	ランクⅣ	ランクⅤ
点数	3	5	6	8	10

③ 介護者の状況

評価項目	介護者がいるが、在宅での生活が一部困難	単身であり、在宅では生活が一部困難	介護者がいるが、在宅での生活が困難	単身であり、在宅では生活が困難
点数	5	10	15	20

④ 在宅サービスの利用率〔過去3か月の平均〕

評価項目	20%未満	20%以上 40%未満	40%以上 60%未満	60%以上 80%未満	80%以上
点数	6	17	23	39	50

⑤ 申し込みをしてからの期間

評価項目	6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	①～⑤合計
点数	1	2	3	4	5	105点満点



【手順2】一次判定（個別評価）得点の合計が 80 点以上の方が、二次判定（総合評価）の対象になります。

【手順3】施設ごとの経営方針（認知症の方を優先するなど）に基づく、二次判定（総合評価 95 点満点）を行い、最終的な入所の順番を決定します。

（2）要介護1・2の方の特例入所の手続きについて

特例入所（要介護1・2の方の入所）について

特別養護老人ホームへの入所は、**原則として、要介護3以上**の方のみです。

要介護1や2の方で特例的に入所できる方は、以下のようなことを勘案して特別養護老人ホーム以外での生活が困難な事情がある場合です。

- ① 認知症で、日常生活に支障を来すような症状等が頻繁に見られること
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状等が頻繁に見られること
- ③ 深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること
- ④ 単身世帯等で家族等の支援が期待できず、地域での介護サービス等の供給が不十分であること

【特例入所の手続きについて】

入所希望者は、施設へ申込みをします

※お住まいの地域の地域包括支援センターにもご相談ください

施設が市町村へ調査を依頼

市町村が調査を行い、広域連合へ調査票を提出

広域連合老人ホーム等入所判定委員会で検討・判定

施設へ判定結果通知が送られます

施設の待機者名簿に追加され、施設入所判定で判断（非該当の申込者へ施設から通知されます）



11 事業所マップ

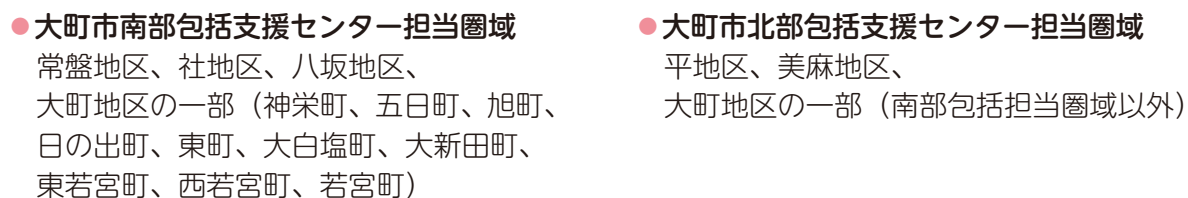
事業所マップ 大町市 (通所・施設系サービス)



- デイサービス** 通所介護 (総合事業)
- 認知症デイ** 認知症対応型通所介護
- デイケア** 通所リハビリテーション

- ショートステイ** 短期入所 (生活・療養)
- グループホーム** 認知症対応型共同生活介護
- 小規模多機能** 小規模多機能型居宅介護

- 特養** 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)
- 老健** 介護老人保健施設



事業所マップ 池田町・松川村 (通所・施設系サービス)



- 通所介護 (総合事業)
- 認知症対応型通所介護
- 通所リハビリテーション

- 短期入所 (生活・療養)
- 認知症対応型共同生活介護
- 小規模多機能型居宅介護

- 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設

事業所マップ 白馬村



- | | | | | | |
|---|-------------|---|--------------|--|---------------------|
|  | 通所介護（総合事業） |  | 短期入所（生活・療養） |  | 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） |
|  | 認知症対応型通所介護 |  | 認知症対応型共同生活介護 |  | 介護老人保健施設 |
|  | 通所リハビリテーション |  | 小規模多機能型居宅介護 | | |

事業所マップ 小谷村 (通所・施設系サービス)



12 事業所紹介

大北地域にある「介護保険施設（特別養護老人ホームなど）」や「地域密着型サービス事業所（デイサービスなど）」を紹介します。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・短期入所生活介護

○カトレヤ

所在地 大町市平1955番地971
(上原)
電話 23-0722
定員 76人
短期 4人



○銀松苑

所在地 大町市常盤6850番地24
(上一)
電話 26-3366
定員 68人
短期 20人



○リーベおおまち

所在地 大町市大町3504番地13
(大新田町)
電話 29-6515
定員 50人
短期 8人



○高瀬荘

所在地 池田町大字池田1942番地1
(5丁目)
電話 62-4181
定員 80人
短期入所 8人



介護老人福祉施設・短期入所生活介護

○ライフ

所在地 池田町大字会染1498番地1
(花見)
電話 61-1818
定員 89人
短期入所 10人



○ライフ松川

所在地 松川村東川原5622番地33
(東細野)
電話 85-2018
定員 60人
短期入所 10人



○白 嶺

所在地 白馬村大字神城22847番地2
(飯田)
電話 75-4010
定員 80人
短期入所 10人



介護老人保健施設・短期入所療養介護

○虹の家

所在地 大町市大町3130番地
(高見町)
電話 22-2424
定員 50人



○孝松館

所在地 松川村字東川原5650番地23
(東細野)
電話 61-1800
定員 85人



介護老人保健施設・短期入所療養介護

○ライフ2

所在地 松川村字南神戸4360番地17
(南神戸)
電話 61-1839
定員 80人



○白馬メディア

所在地 白馬村大字神城22844番地
(飯田)
電話 75-7100
定員 80人



短期入所生活介護

○ショートステイ 花りん

所在地 池田町大字池田1620番地1
(堀之内)
電話 61-1655
定員 20人



通所介護（デイサービス）

○カトレヤデイサービスセンター

所在地 大町市平1955番地971
(上原)
電話 23-7012
定員 30人
営業日 月～土



○大町市デイサービスセンターこすもす

所在地 大町市大町1129
(大町市総合福祉センター)
電話 22-1485
定員 25人
営業日 月～土



通所介護（デイサービス）

○ほっとハウス かたつむりの家

所在地 大町市大町2791番地1
(神栄町)
電話 26-3411
定員 35人
営業日 月～土



○ほっとハウス ときわの家

所在地 大町市常盤2364番地5
(須沼)
電話 22-8119
定員 25人
営業日 月～土



○アムール大町デイサービスセンター

所在地 大町市大町4603番地1
(中原町)
電話 85-0071
定員 34人
営業日 月～土



○デイサービスセンターすまいる

所在地 大町市大町4188番地20
(六九町)
電話 22-0200
定員 19人
営業日 月～土



○デイサービスセンター銀松苑 壱番館

所在地 大町市常盤6850番地24
(上一)
電話 26-3388
定員 50人
営業日 月～土



通所介護（デイサービス）

○ デイサービスセンター銀松苑 貳番館

所在地 大町市常盤6850番地24
(上一)

電話 26-3366

定員 25人

営業日 月・水・金



○ まい・はーとデイサービスセンター

所在地 大町市常盤3486番地56
(上一)

電話 23-5571

定員 26人

営業日 月～日



○ 大町市デイサービスセンター みさか

所在地 大町市八坂1128番地
(八坂総合福祉センターみさか)

電話 26-2100

定員 25人

営業日 月～金



○ 大町市デイサービスセンター みあさ

所在地 大町市美麻11810番地イ号
(美麻総合福祉センター梨嶺)

電話 29-1080

定員 25人

営業日 月～金



○ いけだデイサービスセンター 高姫

所在地 池田町大字池田2005番地1
(総合福祉センターやすらぎの郷)

電話 61-5200

定員 30人

営業日 月～日



通所介護（デイサービス）

○ニチイケアセンターあづみ野

所在地 池田町大字会染12107番地2
(十日市場)
電話 61-1781
定員 37人
営業日 月～日



○デイサービスセンター 花しょうぶ

所在地 池田町大字会染1498番地1
(花見)
電話 61-1820
定員 19人
営業日 月～土



○松川村社協指定通所介護事業所

所在地 松川村5650番地19
(ゆうあい館)
電話 62-9000
定員 25人
営業日 月・火・木・金・日



○リーベまつかわ

所在地 松川村5689番地77
(北細野)
電話 85-2037
定員 35人
営業日 月～日



○小谷村デイサービスセンター

所在地 小谷村大字中小谷丙2544番地3
(総合福祉センターせせらぎ)
電話 82-2430
定員 25人
営業日 月～金



地域密着型通所介護（デイサービス）

○びすたりライフデイサービスセンター

所在地 大町市平8000番地547
(西原)
電話 22-6003
定員 18人
営業日 月～金



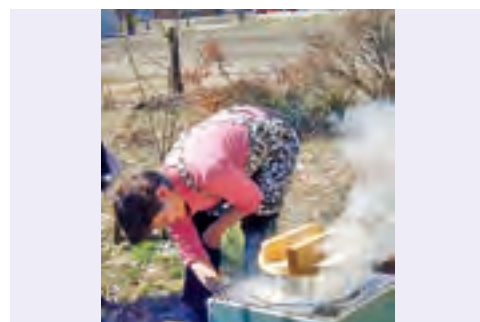
○ぽれぽれ野の花

所在地 大町市大町1698番地7
(三日町)
電話 22-2117
定員 10人
営業日 月～日



○ぽれぽれ道草

所在地 大町市大町1600番地20
(俵町)
電話 85-0030
定員 10人
営業日 月～日



○宅幼老所 悠悠館

所在地 大町市大町1277番地5
(相生町)
電話 22-5527
定員 18人
営業日 月～金



○大町協立デイサービスセンター

所在地 大町市大町6989番地7
(大新田町)
電話 26-5260
定員 18人
営業日 月～金



地域密着型通所介護（デイサービス）

○大町協立デイサービスらいちょう

所在地 大町市大町6989番地7
(大新田町)
電話 26-5200
定員 10人
営業日 月～金



○いけだデイサービスセンター 小島館

所在地 池田町大字池田2128番地3
(2丁目)
電話 62-7161
定員 10人
営業日 月～金



○憩いの家 嬉々

所在地 池田町大字池田4116番地2
(1丁目)
電話 85-8102
定員 18人
営業日 月～土



○よりどころなごみ

所在地 池田町大字会染3846番地1
(滝沢)
電話 85-2740
定員 18人
営業日 月～金



○松川村社協デイサービスセンター

所在地 松川村5650番地19
(ゆうあい館)
電話 62-9000
定員 9人
営業日 月～金



地域密着型通所介護（デイサービス）

○宅老所 花・HANA

所在地 松川村5960番地165
(細野)
電話 85-7810
定員 15人
営業日 月～土



○小規模デイサービス花ころ

所在地 松川村5960番地165
(細野)
電話 85-0204
定員 10人
営業日 月～金



○デイサービスセンター白嶺

所在地 白馬村大字神城22847番地2
(飯田)
電話 75-4030
定員 18人
営業日 月・火・木・金・土



○白馬村社協デイサービスセンター岳の湯

所在地 白馬村大字北城265番地38
(深空)
電話 85-0201
定員 18人
営業日 月～金



総合事業通所型サービス（相当・A型）

○カフェ隠居

所在地 松川村5721番地506
(東細野)
電話 85-0544
定員 10人
営業日 火



総合事業通所型サービス（A型）

○健學塾あいんちオリーブ

所在地 白馬村北城8723番地1
(白馬町)
電話 85-8010
定員 10人
営業日 水・金



認知症対応型通所介護（デイサービス）

○カトレヤデイサービスセンター

所在地 大町市平1955番地971
(上原)
電話 23-7012
定員 12人
営業日 月～土



○ニチイケアセンター おおまち

所在地 大町市大町1380番地1
(白塩町)
電話 26-5005
定員 6人
営業日 月～金



○ぽれぽれお春香

所在地 大町市大町1598番地2
(俵町)
電話 85-0851
定員 12人
営業日 月～土



○デイサービスセンターひなたぼっこ

所在地 大町市大町1178番地1
(白塩町)
電話 21-3220
定員 12人
営業日 月～日



認知症対応型通所介護（デイサービス）

○宅老所 たかちゃん家

所在地 池田町大字池田322番地1
(正科)
電話 62-0880
定員 12人
営業日 月～土



○宅老所 たかちゃん家新屋

所在地 池田町大字池田322番地2
(正科)
電話 85-0386
定員 12人
営業日 月～土



○宅老所 花時計

所在地 松川村5960番地165
(細野)
電話 85-7810
定員 10人
営業日 月～土



通所リハビリ（デイケア）

○虹の家

所在地 大町市大町3130番地
(高見町)
電話 22-2424
定員 24人
営業日 月～金



○北アルプス医療センターあづみ病院

所在地 池田町池田3207番地1
(院内併設)
電話 62-6210
定員 15人
営業日 月～土（土曜は第1・3）



通所リハビリ（デイケア）

○孝松館

所在地 松川村字東川原5650番地23
(東細野)
電話 61-1800
定員 19人
営業日 月～金



○ライフ2

所在地 松川村4360番地17
(南神戸)
電話 61-1839
定員 25人
営業日 月～金



○白馬メディア

所在地 白馬村大字神城22844番地
(飯田)
電話 75-7100
定員 24人
営業日 月～金



認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

○グループホーム ひだまりの家

所在地 大町市大町8035番地
(大新田町)
電話 21-3005
定員 9人



○北アルプスの家

所在地 大町市大町2769番地1
(神栄町)
電話 26-5515
定員 9人



認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

○ニチイケアセンターおおまち（ほほえみ）

所在地 大町市大町1380番地1
(白塩町)
電話 26-5005
定員 18人



○ほっとハウス信濃ときわの家

所在地 大町市常盤 3597
(下一)
電話 22-5370
定員 9人



○ほっとハウス信濃ときわ南の家

所在地 大町市常盤 3586 番地 1
(下一)
電話 85-2791
定員 9人



○グループホーム くらし

所在地 松川村4360番地19
(南神戸)
電話 61-1836
定員 9人



○かたくりの郷

所在地 白馬村大字神城天神原22844番地
(飯田)
電話 75-7125
定員 9人



小規模多機能型居宅介護

○大町千里館

所在地 大町市社松崎6882番地1
(松崎)
電話 85-2988
定員 29人



○さくら

所在地 大町市美麻字桜台3363-6
(大塩)
電話 29-2840
定員 24人



○おひさまの家

所在地 池田町大字池田2644番地1
(1丁目)
電話 85-2085
定員 25人



○小規模多機能おらの家あそなか

所在地 白馬村北城新田11001番地
(新田)
電話 85-2970
定員 27人



13 介護保険事業所名簿

(1) 通所・入所系事業所一覧

No.	サービス種別	事業所名	事業所所在地	掲載ページ	要介護1～5	要支援1.2	事業対象者 相当 A型	
1	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ・ 短期入所生活介護	カトレヤ	大町市	45	○	短期入所のみ	—	—
2		銀松苑	大町市	45	○		—	—
3		リーベおおまち	大町市	45	○		—	—
4		高瀬荘	池田町	45	○		—	—
5		ライフ	池田町	46	○		—	—
6		ライフ松川	松川村	46	○		—	—
7		白嶺	白馬村	46	○		—	—
8	介護老人保健施設 ・ 短期入所療養介護	虹の家	大町市	46	○		—	—
9		孝松館	松川村	46	○		—	—
10		ライフ2	松川村	47	○		—	—
11		白馬メディア	白馬村	47	○		—	—
12	短期入所生活介護	ショートステイ 花りん	池田町	47	○	○	—	—
13	通所介護 (総合事業)	カトレヤデイサービスセンター	大町市	47	○	○	○	○
14		大町市デイサービスセンター こすもす	大町市	47	○	○	○	○
15		ほっとハウス かたつむりの家	大町市	48	○	○	○	○
16		ほっとハウス ときわの家	大町市	48	○	○	○	○
17		アムール大町デイサービスセンター	大町市	48	○	○	○	○
18		デイサービスセンターすまいる	大町市	48	○	○	○	○
19		デイサービスセンター銀松苑 壱番館	大町市	48	○	○	○	○
20		デイサービスセンター銀松苑 貳番館	大町市	49	○	○	○	○
21		まい・はーとデイサービスセンター	大町市	49	○	○	○	○
22		大町市デイサービスセンター みさか	大町市	49	○	○	○	○
23		大町市デイサービスセンター みあさ	大町市	49	○	○	○	○
24		いけだデイサービスセンター 高姫	池田町	49	○	○	○	○
25		ニチケアセンターあづみ野	池田町	50	○	○	○	—
26		デイサービスセンター 花しょうぶ	池田町	50	○	○	○	○
27		松川村社協指定通所介護事業所	松川村	50	○	○	○	—
28		リーベまつかわ	松川村	50	○	○	○	○
29		小谷村デイサービスセンター	小谷村	50	○	○	○	○
30	地域密着型 通所介護 (総合事業)	びすたりライフデイサービスセンター	大町市	51	○	○	○	—
31		ぼれぼれ野の花	大町市	51	○	○	○	○
32		ぼれぼれ道草	大町市	51	○	○	○	○
33		宅幼老所 悠悠館	大町市	51	○	○	○	○

No.	サービス種別	事業所名	事業所所在地	掲載ページ	要介護1～5	要支援1.2	事業対象者	
							相当	A型
34	地域密着型 通所介護 (総合事業)	大町協立デイサービスセンター	大町市	51	○	○	○	—
35		大町協立デイサービスらいちょう	大町市	52	○	○	○	○
36		いけだデイサービスセンター 小島館	池田町	52	○	○	○	○
37		憩いの家 嬉々	池田町	52	○	○	○	○
38		よりどころなごみ	池田町	52	○	○	○	○
39		松川村社協デイサービスセンター	松川村	52	○	○	○	○
40		宅老所 花・HANA	松川村	53	○	○	○	○
41		小規模デイサービス花こころ	松川村	53	○	○	○	○
42		デイサービスセンター白嶺	白馬村	53	○	○	○	○
43		白馬村社協デイサービスセンター岳の湯	白馬村	53	○	○	○	○
44	通所型 (総合事業単独)	カフェ隠居	松川村	53	—	—	○	○
45		健學塾あいんちオリーブ	白馬村	54	—	—	—	○
46	認知症対応型 通所介護	カトレヤデイサービスセンター	大町市	54	○	○	—	—
47		ニチケアセンター おおまち	大町市	54	○	—	—	—
48		ぼれぼれお春香	大町市	54	○	○	—	—
49		デイサービスセンターひなたぼっこ	大町市	54	○	—	—	—
50		宅老所 たかちゃん家	池田町	55	○	○	—	—
51		宅老所 たかちゃん家新屋	池田町	55	○	○	—	—
52		宅老所 花時計	松川村	55	○	○	—	—
53	通所 リハビリテーション	虹の家	大町市	55	○	○	—	—
54		北アルプス医療センターあづみ病院	池田町	55	○	○	—	—
55		孝松館	松川村	56	○	○	—	—
56		ライフ2	松川村	56	○	○	—	—
57		白馬メディア	白馬村	56	○	○	—	—
58	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム ひだまりの家	大町市	56	○	○	—	—
59		北アルプスの家	大町市	56	○	○	—	—
60		ニチケアセンターおおまち (ほほえみ)	大町市	57	○	○	—	—
61		ほっとハウス信濃ときわの家	大町市	57	○	○	—	—
62		ほっとハウス信濃ときわ南の家	大町市	57	○	○	—	—
63		グループホーム くらし	松川村	57	○	○	—	—
64		かたくりの郷	白馬村	57	○	○	—	—
65	小規模多機能型 居宅介護	大町千里館	大町市	58	○	—	—	—
66		さくら	大町市	58	○	○	—	—
67		おひさまの家	池田町	58	○	○	—	—
68		小規模多機能おらの家あそなか	白馬村	58	○	○	—	—

(2) 訪問系事業所一覧

訪問介護

事業所名	住所	電話番号	営業日(曜日) ※祝日や年末年始 などにより変わ ることがあります	営業 時間	サービス提供地域					総合事業 ※	
					大町市	池田町	松川村	白馬村	小谷村	相当	A型
大町市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	大町市大町 1129番地	21-3715	月～日	24時間	○	○	○	○	—	○	○
ニチケアセンターおおまち	大町市大町 1380番地1	26-3230	月～金	9:00 ～ 18:00	○	○	○	—	—	○	—
訪問介護事業所すまいる	大町市大町 4188番地20	22-0200	月～日	24時間	△ *1	—	—	—	—	○	○
JA大北指定訪問介護事業所	大町市常盤 3546番地33	21-1700	月～日	6:00 ～ 22:00	○	○	○	—	—	○	○
ヘルパーステーション銀松苑	大町市常盤 6850番地24	26-3388	月～日	8:30 ～ 21:00	○	○	○	—	—	○	○
ヘルパーステーション リーベときわ	大町市常盤 3585番地3	23-0920	月～日	24時間	○	○	○	—	—	○	○
まい・はーと ヘルパーステーション	大町市常盤 3486番地403	23-5572	月～日	9:00 ～ 18:00	○	○	○	—	—	○	○
いけだ訪問介護事業所	池田町池田 2005番地1	62-1300	月～日	24時間	—	○	—	—	—	○	○
ニチケアセンターあづみ野	池田町会染 12107番地2	61-1781	月～金	9:00 ～ 18:00	○	○	○	—	—	○	—
松川村社協 ヘルパーステーション	松川村 5650番地19 ゆうあい館	62-9000	月～日	24時間	○	○	○	—	—	○	○
ヘルパーステーション 北アルプスの風	松川村 5689番地77	62-0911	月～日	6:00 ～ 19:30	△ *2	○	○	—	—	○	—
ヘルパーステーションひなた	松川村 5675番地1	85-0964	月～日	8:00 ～ 18:30	△ *2	○	○	—	—	○	○
北アルプス 訪問介護ステーション	白馬村神城 22844番地	75-7124	月～土	8:40 ～ 17:25	△ *3	—	—	○	○	○	—
白馬村社協 ヘルパーステーション	白馬村北城 7025番地	72-8248	月～日	24時間	△ *4	—	—	○	△ *5	○	○
小谷村ホームヘルプセンター	小谷村中小谷丙 2544番地3	82-2430	月～日	7:30 ～ 18:00	—	—	—	○	○	○	—

*1 美麻地区・八坂地区は除く *2 常盤地区 *3 平地区・美麻地区 *4 美麻地区 *5 千国地区

※【注意】

総合事業(相当・A型)のサービスは、営業日、営業時間、サービス提供地域が記載内容と異なる場合がありますので、事業所にご確認ください。

訪問入浴

事業所名	住所	電話番号	営業日（曜日） ※祝日や年末年始などにより変わることがあります	営業時間	サービス提供地域				
					大町市	池田町	松川村	白馬村	小谷村
大町市社会福祉協議会 指定訪問入浴介護事業所	大町市大町 1129番地	21-3715	月～金	8:30 ～ 17:30	○	△ *1	△ *1	△ *1	△ *1
アムール大町訪問入浴介護事業所	大町市大町 4603番地1	23-0438	月～土	8:30 ～ 17:30	○	○	○	○	—

*1 要相談

訪問看護（訪問看護ステーション）

事業所名	住所	電話番号	営業日（曜日） ※祝日や年末年始などにより変わることがあります	営業時間	サービス提供地域				
					大町市	池田町	松川村	白馬村	小谷村
大町市訪問看護ステーション	大町市大町 3130番地	23-5311	月～金	8:30 ～ 17:15	○	○	○	○	—
北アルプス訪問看護ステーション	大町市大町 2619番地	26-6220	月～金	8:40 ～ 17:25	○	—	—	—	—
訪問看護ステーション あづみ	池田町池田 3207番地1	61-1170	月～金 【第1・3土】	8:30～ 17:00 【12:30】	○	○	○	—	—
訪問看護ステーション いやし	池田町池田 3207番地1	61-1321	月～金 【第1・3土】	8:30～ 17:00 【12:30】	○	○	○	—	—
いけだ訪問看護ステーション	池田町池田 2005番地1	61-1515	月～金	8:30 ～ 17:15	△ *1	○	○	—	—
訪問看護ステーション フローラ	池田町会染 8660番地1	85-0441	月～金	8:30 ～ 17:00	○	○	○	—	—
訪問看護ステーション リーベまつかわ	松川村 5689番地77	85-4673	月～金	8:30 ～ 17:30	△ *2	△ *3	○	—	—
訪問看護ステーション はくば	白馬村神城 21551番地	75-4121	月～金 【第1・3土】	8:30～ 17:00 【12:30】	△ *4	—	—	○	○

*1 社地区 *2 美麻・八坂地区除く。平地区は要相談 *3 広津地区・陸郷地区除く *4 平地区・美麻地区

訪問リハビリテーション

事業所名	住所	電話番号	営業日（曜日） ※祝日や年末年始などにより変わることがあります	営業時間	サービス提供地域				
					大町市	池田町	松川村	白馬村	小谷村
市立大町総合病院	大町市大町 3130番地	22-0415	月～金	8:30 ～ 17:15	○	○	○	—	—
北アルプス医療センター あづみ病院	池田町池田 3207番地1	62-3166	月～金 【第1・3土】	8:30～ 17:00 【12:30】	○	○	○	—	—
介護老人保健施設ライフ2	松川村 4360番地17	61-1839	月～金	9:00 ～ 17:00	△ *1	○	○	○	○
白馬メディア	白馬村神城 22844番地	75-7100	月～金	8:40 ～ 17:25	△ *2	—	—	○	○
北アルプス医療センター 白馬診療所	白馬村神城 21551番地	75-4123	月～金 【第1・3土】	8:30～ 17:00 【12:30】	○	—	—	○	○

*1 常盤地区 *2 平地区

(3) 居宅介護支援事業所

事業所名	住所	電話番号 および 相談窓口	営業日(曜日) ※祝日や年末年始 などにより変わる ことがあります	営業 時間	サービス提供地域				
					大町市	池田町	松川村	白馬村	小谷村
カトレヤ居宅介護支援センター	大町市平 1955番地971	23-5751	月～金	8:30 ～ 17:30	○	○	○	○	○
市立大町総合病院 居宅介護支援事業所	大町市大町 3130番地	23-5551	月～金	8:30 ～ 17:15	○	—	—	—	—
大町市社会福祉協議会指定 居宅介護支援事業所	大町市大町 1129番地	26-3860	月～金	8:30 ～ 17:30	○	○	○	○	—
ぽれぽれ野の花 在宅サービスセンター	大町市大町 1698番地7	22-2117	月・水・ 金・土	8:15 ～ 17:15	○	—	—	○	—
長生 居宅介護支援事業所	大町市大町 4121番地2	23-4832	月～金	9:00 ～ 18:00	○	—	—	—	—
アムール大町 居宅介護支援事業所	大町市大町 4603番地1	85-0065	月～金	8:30 ～ 17:30	○	—	—	○	—
居宅介護支援事業所 あんじゃね	大町市美麻 3363番地6	29-2830	月～金	9:00 ～ 18:00	○	○	○	○	—
居宅介護支援事業所 北アルプスの風	大町市常盤南松原 4831番地10	85-2286	月～金	8:30 ～ 17:30	○	○	○	—	—
北アルプス医療センター あづみ病院	池田町池田 3207番地1	61-1688	月～金 【第1・3土】	8:30～ 17:00 【12:30】	○	○	○	—	—
いけだ社協 介護支援事業所	池田町池田 2005番地1	62-9544	月～金	8:30 ～ 17:30	—	○	—	—	—
居宅介護支援事業所 たかちゃん家	池田町池田 322番地1	62-0333	月～金	8:30 ～ 17:30	△ *1	○	○	—	—
ニチイケアセンター あづみ野	池田町会染 12107番地2	61-1781	月～金	9:00 ～ 18:00	○	○	○	—	—
居宅介護支援事業所 菜の花	池田町会染 6119番地111	62-0056	月～金	9:00 ～ 18:00	△ *2	○	○	—	—
介護支援きたはら	池田町池田 4116番地2	85-0096	月～金	9:00 ～ 17:00	○	○	○	—	—
居宅介護支援事業所 こうしゅう池田	池田町会染 1498番地1	85-4618	月～金	8:40 ～ 17:40	○	○	○	—	—
居宅介護支援事業所 こうしゅう松川	松川村 5650番地54	61-1828	月～金	8:30 ～ 17:30	○	○	○	—	—
松川村社協 居宅介護支援事業所	松川村5650番地19 ゆうあい館	62-9000	月～金	8:30 ～ 17:15	○	○	○	—	—
ケアマネさん：健寿まつかわ	松川村5689番地77	85-5088	月～金	8:30 ～ 17:30	○	○	○	—	—
オフィス花一輪	松川村 5721番地506	85-0544	月～木	8:00 ～ 17:00	○	○	○	—	—
しろうま	白馬村神城天神原 22844番地	75-7100	月～金	8:40 ～ 17:25	○	—	—	○	○
居宅介護支援事業所 白嶺	白馬村神城 22847番地2	75-4015	月～金	8:30 ～ 17:30	○	○	○	○	○
白馬村社協 居宅介護支援事業所	白馬村北城7025番地 白馬村保健福祉ふれあいセンター	72-3601	月～金	8:30 ～ 17:15	△ *3	—	—	○	○
介護支援せせらぎ	小谷村中小谷丙 2544番地3	71-7078	月～金	8:30 ～ 17:15	—	—	—	○	○

*1 社地区・常盤地区

*2 八坂地区・美麻地区を除く

*3 平地区・美麻地区

(4) 福祉用具貸与および特定福祉用具販売

事業所名	住所	電話番号 および 相談窓口	営業日(曜日) ※祝日や年末年始 などにより変わ ることがあります	営業 時間	サービス提供地域				
					大町市	池田町	松川村	白馬村	小谷村
介護ショップしおいり	大町市大町 2547番地3	22-0128	月～土	9:00 ～ 18:00	○	○	○	○	○
株式会社福祉環境サービス	大町市大町 921番地9	23-0303	月～金 【土日対応可】	9:00 ～ 18:00	○	○	○	○	○
麻屋 大北営業所	松川村 7027番地	62-4321	月～金	8:45 ～ 17:15	○	○	○	○	○

(5) 介護予防・日常生活支援総合事業

区分 事業所名	対象 市町村	電話番号および 相談窓口	活動日(曜日) ※祝日や年末年始 などにより変わ ることがあります	実施時間	活動内容
訪問型サービスD型 美麻地域づくり会議	大町市 (美麻地区)	29-2311 (美麻支所内)	隔週水・木 (要問合せ)	10:00～ 12:00 (要相談)	車での移動が困難な高齢者を対象に 買い物や通院等の移動支援を実施
短期集中トレーニング事 業(訪問C型・通所C型)	大町市	22-0420 (内線 417) 大町市 高齢者・包括支援係	全12回 (毎週、同曜日)	1時間	訪問C型:PTが自宅を訪問して個 別の運動指導や移動時の助言を行 う。 通所C型:運動施設等で運動指導等 を受ける。
通所型サービスB型 池田町社会福祉協議会	池田町	62-9544 (山口)	水	10:00～ 11:30 (送迎 9:30～)	軽度の体操を行い、介護予防を図 るとともに外出することで社会参加 の機会を作ります。
訪問型サービスB型 池田町社会福祉協議会	池田町	62-9544 (山口)	月～金	8:30 ～ 17:30	買い物付き添い、通院付き添い等 生活支援と一体的に行う移動支援
訪問型サービスD型 池田町社会福祉協議会	池田町	62-9544 (山口)	月～金	8:30 ～ 17:30	買い物、通院、集いの場への参加等 移動時に乗降等支援が必要な方を 対象とした移動支援
訪問型サービスC型 カウンセラー相談	池田町	61-5000 池田町地域包括支援センター	随時	随時	傾聴を必要とする人に対し、概ね3か 月(全12回)、専門職員が自宅訪問 しお話を聞きます。
通所型サービスC型 あすらく あづみ	池田町 松川村	池田町の方:61-5000 松川村の方:62-3290 地域包括支援センター	毎週水曜日	9:30 ～ 11:30	身体の動きや生活上の動作に不安を 感じている方を対象に、概ね3か月 間リハビリ等の専門家がサポート します。(送迎付き)
訪問型サービスC型 あすらく あづみ	池田町 松川村	池田町の方:61-5000 松川村の方:62-3290 地域包括支援センター	随時	随時	身体の動きや生活上の動作に不安を 感じている方を対象に、概ね3か月 間リハビリ等の専門家が自宅でサポ ートします。
訪問型サービスB型 あかり	松川村	62-3290 松川村地域包括支援センター	月～金	8:30 ～ 17:30	ひとり暮らしの方などを対象に、ベテ ラン主婦が生活全般の困りごとをお 手伝いします。
訪問型サービスB型 まごサポ	松川村	62-3290 松川村地域包括支援センター	月～金	8:30 ～ 17:30	ひとり暮らしの方などを対象に、若 者が生活全般の困りごとをお手伝 いします。
通所型サービスB型 ハル家の会	白馬村	72-6667 白馬村地域包括支援センター	月2回程度	11:30 ～ 14:00	一人暮らしの方などを対象に、食事 を囲んで語り合う集いの場
通所型サービスC型 まめった講座	白馬村	72-6667 白馬村地域包括支援センター	毎週金曜日	13:00 ～ 14:30	トレーナー指導によるマシン運動を 4か月間集中的に行い、筋力アップ を図る。
訪問型サービスC型 白馬診療所 (白馬村、小谷村対象)	白馬村 小谷村	白馬村の方:72-6667 小谷村の方:82-3135 地域包括支援センター	要相談	8:30 ～ 17:00	居宅を訪問し、体力の改善やADL・ IADL改善に向けた相談指導や運動 機能向上プログラムを実施する。
通所型サービスC型 「快運筋活クラブ」 「S」ウェルネスクラブ小谷	小谷村	82-3135 小谷村地域包括支援センター	年2回開催 毎週(月) 15回シリーズ	14:00 ～ 15:30	スポーツクラブの健康運動指導士に よる体操や、トレーニングマシンを 使って介護予防を図る。

病院・医院

	名 称	所 在 地	電話番号
①	市立大町総合病院	大町市大町 3130	22-0415
②	平林医院	大町市大町 4151-2	22-2525
③	中澤医院	大町市大町 1212-2	22-0252
④	小野医院	大町市大町 4118	22-0047
⑤	医療法人社団 厚生会 横澤内科医院	大町市大町 4060-8	22-0371
⑥	大町市国民健康保険八坂診療所	大町市八坂 987-1	26-2814
⑦	柿下クリニック	大町市常盤 3541-14	21-1230
⑧	菊地クリニック	大町市常盤 3512-16	21-2580
⑨	大町市国民健康保険美麻診療所	大町市美麻 11810- イ	29-2015
⑩	遠藤内科医院	大町市大町 2661	22-0031
⑪	平林耳鼻咽喉科医院	大町市常盤 5897-27	26-3030
⑫	宮澤眼科医院	大町市大町 3163	22-0808
⑬	かさぎ皮膚科	大町市大町 3303-13	23-7723
⑭	野村クリニック	大町市大町 3502-2	85-0085
⑮	永井眼科医院	大町市大町 3152	22-1555
⑯	千葉眼科	大町市常盤 3564	85-5578
⑰	最上整形外科クリニック	大町市常盤 5897-48	23-3300
⑱	いしぞね内科・外科クリニック	大町市大町 3190-1	23-2555

齒科医院

	名 称	所 在 地	電話番号
①	宮下歯科医院	大町市大町 4086	22-0297
②	平林歯科医院	大町市大町 1123	22-1149
③	西澤歯科医院	大町市大町 5368-2	22-5091
④	オクハラ・デンタル・クリニック	大町市大町 3170	23-0500
⑤	金子歯科医院	大町市大町 2911-4	23-2200
⑥	砂田歯科医院	大町市大町 3140	22-0648
⑦	佐藤歯科医院	大町市大町 1477-8	23-3211
⑧	横澤歯科医院	大町市大町 4179-3	22-1343
⑨	グリーン歯科クリニック	大町市大町 4003-14	23-6666
⑩	いいざわ歯科医院	大町市大町 1904-10	23-7050
⑪	にここデンタルクリニック	大町市常盤 3587-1	23-5612

藥局

	名 称	所 在 地	電話番号
①	有限会社 林薬局	大町市大町 3172-11	22-0151
②	有限会社力ネリキ山口薬局	大町市大町 2261-1	22-0184
③	かみいち林薬局	大町市常盤 5897-55	26-3025
④	れんげ薬局	大町市大町 3115-7	22-0125
⑤	轟薬局	大町市常盤 3551-15	21-1512
⑥	大町常盤とをしや薬局	大町市常盤 5868-9	26-3252
⑦	はなのき林薬局	大町市大町 3502-10	85-0595
⑧	夕力ミ薬局	大町市大町 2543	22-0180
⑨	いちご薬局	大町市大町 3145-2	21-3311
⑩	アーク調剤薬局 長野大町店	大町市大町 3190-26	85-4587





医療機関マップ 池田町・松川村



●病院・医院 ●歯科医院 ●薬局

病院・医院

名称	所在地	電話番号
① 北アルプス医療センターあづみ病院	池田町池田 3207-1	62-3166
② 太田医院	池田町池田 3335-12	62-1010
③ はーぶの里診療所	池田町会染 4855-1	62-0210
④ 平林メンタルクリニック	池田町池田 2463-3	61-1577
⑤ すずらん内科クリニック	池田町池田 2536-5	85-2246
⑥ せりざわクリニック	池田町池田 2902-17	62-3000
⑦ 若林医院	松川村 7029	62-2105
⑧ みどりクリニック	松川村 5794-433	62-5225
⑨ 医療法人近藤医院	松川村 5728-68	62-9187
⑩ 西森整形外科	松川村 5721-125	61-1700
⑪ 吉村医院	松川村 5728-353	61-5666
⑫ 岡村眼科医院	松川村 5794-456	62-6660
⑬ 松本クリニック	松川村 5721-1546	61-5151

歯科医院

名称	所在地	電話番号
① 竹内歯科医院	池田町池田 4312	62-2151
② 師岡歯科	池田町会染 5097-2	62-9781
③ 小田切歯科医院	池田町池田 4383-1	62-3134
④ あづみ野歯科	松川村 7002	62-2332
⑤ いとう歯科医院	松川村 252-1	62-8880
⑥ 岡江歯科医院	松川村 5723-6	62-9888
⑦ 丸山歯科クリニック	松川村 7018	62-0648
⑧ きらり歯科医院	松川村 5689-349	62-0005

薬局

名称	所在地	電話番号
① スヤマ薬局あいそめ	池田町会染 4831-4	62-0208
② 有限会社 キムラ薬局	池田町池田 3094-1	62-5210
③ フロンティア薬局安曇野店	池田町池田 3-3153-1	61-5500
④ アイン薬局あづみ池田店	池田町池田 3152-1	61-5021
⑤ 高瀬薬局	池田町池田 3101-40	62-1125
⑥ なつめ薬局	池田町池田 2537-40	85-0536
⑦ フロンティア薬局安曇野池田町店	池田町池田 3209-8	61-4121
⑧ 日本調剤 北アルプス薬局	池田町池田 3150-1	85-2333
⑨ 白樺薬局	池田町池田 3342-13	62-0010
⑩ 池田とをしや薬局	池田町会染 5601-1	85-4151
⑪ 有限会社内川薬局板取	松川村5723-206	62-9912
⑫ 松川とをしや薬局	松川村東川原5728-180	61-1527
⑬ ナシダ薬局	松川村 5788 番地 3	62-6370
⑭ すみれ薬局	松川村 5721-2067	85-2061

医療機関マップ 白馬村



医療機関マップ 小谷村



病院・医院

名称	所在地	電話番号
① 栗田医院	白馬村北城 5986	72-2428
② 横沢医院	白馬村北城 9715-2	72-2008
③ 北アルプス医療センター 白馬診療所	白馬村神城 21551	75-4123
④ しんたにクリニック	白馬村神城 24195-56	75-4177
⑤ 神城醫院	白馬村神城 22844	75-7050
⑥ 白馬インターナショナル クリニック	白馬村北城 3020-1393	85-2264
⑦ 小谷村国民健康保険 小谷村診療所	小谷村中小谷丙 2520-1	82-2044

歯科医院

名称	所在地	電話番号
① おだ歯科	白馬村北城 6388-1	72-6482
② 武田歯科医院	白馬村北城 1288-10	72-8060
③ 柏原歯科医院	白馬村北城 2234-21	71-1182
④ 小谷歯科医院	小谷村中小谷丙 2520-1	82-2762

薬局

名称	所在地	電話番号
① 太田薬局	白馬村北城 6029	72-5593
② 白馬アップル薬局	白馬村北城 8718	72-6203
③ フジノヤ薬局	白馬村神城 22501-1	75-2017



介護のことなど高齢者の総合相談窓口

大町市役所 福祉課 高齢者・包括支援係	☎ 22-0420
大町市北部地域包括支援センター	☎ 85-0062
大町市南部地域包括支援センター	☎ 21-1702
池田町地域包括支援センター	☎ 61-5000
松川村地域包括支援センター	☎ 62-3290
白馬村地域包括支援センター	☎ 72-6667
小谷村地域包括支援センター	☎ 82-3135

令和6年9月発行

発行 北アルプス広域連合

〒398-0002 長野県大町市大町 1058 番地 33

TEL (0261) 22-7196 / FAX (0261) 22-7011

URL : <http://www.kita-alps.omachi.nagano.jp/>